

## 第2章 旅行業等

### 第1節 旅行業及び旅行業者代理業

#### ○登録—第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

(登録)

- ★★★ **第3条** 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

#### 《法第3条に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則

(新規登録及び更新登録の申請手続) = 法第3条及び法第6条の3第1項関連

- ★★★ **規則第1条の2** 法第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下この節において「新規登録」という。)又は法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の2月前までに提出するものとする。

- (1) 業務の範囲が次条に規定する第1種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官
- (2) 業務の範囲が次条に規定する第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- (3) 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

#### ポイント解説 (法第3条関連)

本条は、「旅行業法」の目的の1つ旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者に「登録」を受けることを義務付けた条文である。

#### 1. 旅行業の新規登録及び更新登録の申請手続(規則第1条の2)

新規登録及び更新登録の申請書の提出先は、登録種別により、次表のように定められている。また、更新登録の申請書は、有効期間満了の日の2月前までに提出しなければならない。

## 〈登録の申請先〉

登録種別	業務の範囲	新規登録又は更新登録の申請書提出先
旅行業	第1種旅行業	観光庁長官
	第2種旅行業	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事(※1)
	第3種旅行業	
	地域限定旅行業	
旅行業者代理業	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事 (※2)	

※1 法第67条(都道府県が処理する事務)において、「この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令(旅行業法施行令第5条)の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。」との定めがあり、これに基づき、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業に係る観光庁長官の権限に属する事務はそれぞれの旅行業の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に委譲されている。本条だけでなく、以降の条文(法第12条の3を除く)においても、「観光庁長官」を「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えることが必要となるので注意。(詳細は、P.173法第67条のポイント解説参照。)

なお、第1種旅行業に関する事務については、委譲されず、観光庁長官が行う。

※2 旅行業者代理業には、有効期間の定めも更新登録の制度もない。

2. 本条からの出題傾向：更新登録の申請書提出期限、業務の範囲による申請書提出先を正確に覚えること。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.42「問題3-2・4・5」

登録申請書の様式：

第一号様式(第一条の二及び第四条の二関係)

新規登録 申請書 (1) 更新登録 変更登録			
第一号様式(第一条の二及び第四条の二関係)			
収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印しないこと)			
観光庁長官 登録 旅行業 第 号 知事 旅行業者代理業			
業務の範囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務		
ふりがな			
氏名 <small>(法人にあつては、その名称)</small>			
ふりがな			
代表者の氏名 <small>(法人の場合)</small>			
ふりがな			
住所 <small>(法人にあつては、その所在地)</small>			
ふりがな			
商号			
ふりがな			
主たる営業所の 名称	主たる営業所の 所在地		
代理する旅行者 (旅行者代理業の場合)			
ふりがな	ふりがな		
氏名又は名称	住所		
年 月 日			
観光庁長官 知事 殿			
第三条 旅行業法 第六条の三第一項 の規定による 新規登録 第六条の四第一項 更新登録 変更登録 の申請をします。			
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 申請者の氏名又は名称			
<small>注 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙の貼付は、手数料を納めなければならぬ登録の申請の場合に限る。</small>			

(注)申請書には、本様式のほかに、「その他の営業所」を列記する様式及び「旅行業務を取り扱わせる旅行者代理業者(氏名又は名称及び住所、営業所の名称、所在地)」の2つがあるが、本書では掲載を省略した。

**(登録の申請)**

★★★

**第4条** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
- (3) 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行(第2条第1項第(1)号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。)に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
- (4) 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- (5) 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

**《法第4条に関する施行規則その他の命令》****●施行規則**

(業務の範囲) = 法4条第1項第(3)号関連

★★★

**規則第1条の3** 法第4条第1項第(3)号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。

- (1) 第1種旅行業務(法第2条第1項各号に掲げる行為(法第14条の2第1項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。))
- (2) 第2種旅行業務(法第2条第1項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。)の実施に係るもの以外のもの)
- (3) 第3種旅行業務(法第2条第1項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号及び第10条の5において「拠点区域」という。)内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの以外のもの)
- (4) 地域限定旅行業務(法第2条第1項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの及び同項第(3)号から第(5)号までに掲げる行為(一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。)に係るもの以外のもの)

(新規登録の添付書類) = 法第4条第2項関連

**規則第1条の4** 法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄附行為
  - ロ 登記事項証明書

ハ 次に掲げる事項を記載した書類

- ① 旅行業務に係る事業の計画
- ② 旅行業務に係る組織の概要

ニ 旅行業に係る申請については、次に掲げる書類

- ① 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ② 申請者の登録業務範囲が第1種旅行業務である場合にあっては、①に掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類

ホ 法第6条第1項第(1)号、第(2)号、第(4)号及び第(6)号から第(10)号まで(旅行業者代理業に係る申請については同項第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(6)号から第(9)号まで及び第(11)号のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ 旅行業者代理業に係る申請については、代理業契約(旅行業者代理業に係る契約をいう。以下同じ。)の契約書の写し

(2)申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)を記載した書類(申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面)

ハ 旅行業に係る申請については、第二号様式による財産に関する調書

ニ 法第6条第1項第(1)号から第(6)号まで及び第(8)号から第(10)号まで(旅行業者代理業に係る申請については、同項第(1)号から第(6)号まで、第(8)号、第(9)号及び第(11)号)のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ 前号ハ及びヘに掲げる書類

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報(同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第7条第(13)号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものの提供を受ける場合の法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第(1)号及び第(2)号ロからホまでに掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の11第1項(同項第(1)号(に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項(同項第(1)号に係る部分に限る。))の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報(同法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第1項第(1)号及び第(2)号ロからホまでに掲げるものとする。

**ポイント解説** (法第4条関連)

本条は、登録申請の方法を定めた条文である。

**1. 登録申請書記載事項(法第4条第1項)**

旅行業又は旅行業者代理業の登録の申請をしようとする者が登録申請書に記載すべき事項は、次表のとおり。

**〈登録申請書記載事項〉**

旅行業	旅行業者代理業
①氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
②主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地	
③業務の範囲の別※ ④旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに営業所の名称及び所在地	③その代理する旅行業を営む者(=所属旅行業者)の氏名又は名称及び住所

※旅行業を営もうとする者は「業務の範囲(ポイント解説2.)」を登録申請書に記載しなければならない。

一方、旅行業者代理業には業務の範囲の定めがないので記載事項ではない。

**2. 業務の範囲(規則第1条の3)**

規則第1条の3(業務の範囲)に各旅行業が取り扱うことができる旅行業務の範囲が定められている。極めて重要な条文だが、かっこ書きが多く難解な条文なので、次表で整理するとよい。

**〈業務の範囲〉**

登録種別	業務の範囲(各旅行業が取り扱うことができる旅行業務)											
	企画旅行の企画・実施				手配旅行		募集型企画旅行の受託販売 注4		渡航手続代行	旅行相談		
	募集型		受注型									
注1→	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	海外	国内	海外	
旅行業	第1種旅行業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2種旅行業	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3種旅行業	△注2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域限定旅行業	△注2	×	△注3	×	△注3	×	○	○	○	○	○
<b>参考</b> 旅行業者代理業	業務の範囲の定めなし(旅行相談業務を除き、所属旅行業者との代理契約に基づき所属旅行業者から委託された旅行業務の代理業務だけを取り扱うことができる)=注5									×	×	

○=取扱い可、×=取扱い不可、△=取扱いは条件付きで可

注1：海外旅行(本邦外の旅行)を実施又は取り扱うためには、法第11条の2(旅行業務取扱管理者の選任)第6項第3号により、「総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者」をその営業所において選任していなければならない。

注2：第3種旅行業及び地域限定旅行業は、募集型企画旅行のうち拠点区域内(※)に、出発地、目的地、帰着地のすべてがその中に入っている国内募集型企画旅行に限り実施することができる。

※「**拠点区域内**」とは、自らの営業所が存する市町村及びそれに直接隣接する市町村及び観光庁長官が定める区域内(地域の実態に合わせ、隣接する市町村の近隣に、空港、拠点駅があるような場合等には、これらの空港や駅を拠点区域に含める)をいう。

注3：**地域限定旅行業**においては、国内募集型企画旅行だけでなく、国内受注型企画旅行及び国内手配旅行においても**拠点区域内限定の旅行しか実施できない又は取り扱うことができない**。

注4：どの**旅行業(第1種・第2種・第3種・地域限定)**も、受託契約(法第14条の2)を締結することにより、他の**旅行者(第1種・第2種・第3種・地域限定)**の実施する**募集型企画旅行**について受託旅行者として代理販売することができる。例えば、**地域限定旅行業者**が、受託契約を締結した**第1種旅行者**の海外**募集型企画旅行**を代理販売することができる。なお、どの**旅行者(第1種・第2種・第3種・地域限定)**も自らが実施する**募集型企画旅行**について受託契約における委託旅行者になることもできる。(詳細は、P.117「受託契約」を参照。)

注5：どの**旅行業(第1種・第2種・第3種・地域限定)**も、表の○又は△が付いた**旅行業務(旅行相談業務を除く)**について、**所属旅行者**として**旅行者代理業者**に代理業務を委託することができる。逆に、**旅行者代理業者**は、**所属旅行者**から委託された**旅行業務**だけを**所属旅行者**を代理して取り扱うことができる。

3. **本条からの出題傾向**：登録申請書の記載事項、業務の範囲の別を正確に覚えること。また、規則第1条の3(業務の範囲)と法第11条の2(旅行業務取扱管理者の選任)第6項や法第14条の2(企画旅行を実施する旅行者の代理)との組合せ知識を問う出題も多いので注意を要する。

4. **本条に関する理解度チェックの問題番号**：P.42「問題3-3」、「問題4」、P.72「問題8-1の(8)」及びP.119「問題18-2・8」

#### (登録の実施)

**第5条** 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を**旅行者登録簿**又は**旅行者代理業者登録簿**に登録しなければならない。

(1)前条第1項各号に掲げる事項

(2)登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

#### 《法第5条に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則

(**旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿の様式**)＝法第5条関連

**規則第2条** 法第5条第1項の**旅行者登録簿**及び**旅行者代理業者登録簿**の様式は、第三号様式とする。

(第三号様式は省略)

## (登録の拒否)

★★★ **第6条** 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。)
  - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
  - (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第(6)号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第(8)号において同じ。)
  - (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
  - (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は第(7)号のいずれかに該当するもの
  - (6) 心身の故障により、旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行できない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (7) 法人であつて、その役員のうちに第(1)号から第(4)号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
  - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (9) 営業所ごとに第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
  - (10) 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第4条第1項第(3)号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
  - (11) 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

## 《法第6条に関する施行規則その他の命令》

## ●施行規則

(心身の故障により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行することができない者)

＝法第6条第1項第(6)号関連

★★ **規則第2条の2** 法第6条第1項第(6)号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(財産的基礎)＝法第6条第1項第(10)号関連

★★★ **規則第3条** 法第6条第1項第(10)号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算出した資産額(以下「基準資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

- (1)登録の業務範囲が第1種旅行業務である旅行業(以下「第1種旅行業」という。)を営もうとする者 3000万円
- (2)登録の業務範囲が第2種旅行業務である旅行業(以下「第2種旅行業」という。)を営もうとする者 700万円
- (3)登録の業務範囲が第3種旅行業務である旅行業(以下「第3種旅行業」という。)を営もうとする者 300万円
- (4)登録の業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業(以下「地域限定旅行業」という。)を営もうとする者 100万円

**規則第4条** 基準資産額は、第1条の4第1項第(1)号ニ又は第(2)号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書(以下「基準資産表」という。)に計上された資産(創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。)の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第8条第1項に規定する営業保証金の額(新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であって申請者が保証社員(法第48条第1項に規定する保証社員をいう。以下同じ。)となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であって申請者が保証社員であるときには、法第49条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額)に相当する金額を控除した額とする。

2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価額と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によって計算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とするものとする。

**ポイント解説** (法第6条関連)

本条は、旅行業又は旅行業者代理業の登録申請に対する拒否事由を定めている。

**1. 登録の拒否事由(第1項)**

登録行政庁は、登録の申請者が以下の事由に該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

**(1)旅行業等又は旅行サービス手配業の登録取消し(法第19条又は法第37条)の日から5年を経過していない者(第1号)**

なお、法人が登録取消し処分を受けた場合には、当該法人だけでなく、当該取消しに係る聴聞(※1)の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年経過していない者も該当する。

※1「**聴聞**」：行政機関がその権限の行使に先立って、行政手続きの民主化、関係人の権利保護のため、相手方や利害関係人などの意見を聞く手続をいう。登録取消し処分を行うためには聴聞手続(法第65条)が必要となる。

**(2)「旅行業法以外の法律に違反して拘禁刑以上の刑に処せられた者」及び「旅行業法に違反して罰金刑以上の刑に処せられた者」が、その刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から5年を経過していない者(第2号)**

登録の拒否事由となる刑罰の範囲を旅行業法違反は罰金刑以上、その他の法律違反は拘禁刑以上としているのは、旅行業法違反がその他の法律違反に比べ、拒否事由としてはより重く扱われているということである。(刑の重さについてはP.36参考を参照。)

- (3) 暴力団員等(第3号)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者(第4号)  
旅行業者等又は旅行サービス手配業者の従業員として、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関して横領又は背任等の行為を行った者などが該当する。旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者も旅行業等の登録を拒否されることに注意。
- (5) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(※2)であって、その法定代理人から営業を許された者は、その営業に関しては成年者と同様の法律行為を単独で行うことができる(民法第6条第1項)が、その法定代理人が第1号から第4号又は第7号に該当する場合は登録を拒否される。(第5号)

※2「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」

法定代理人(親権者又は後見人)から営業の許可を受けていない未成年者のこと。

未成年者(18才未満の者(民法第4条))が法律行為をするには、その保護者である法定代理人の同意が必要である。ただし、法定代理人から例えば「旅行業の営業をしてもよい」と許可を受けた未成年者は、単独で旅行業の契約などの法律行為ができる。

- (6) 心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの(※3)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(※4)(第6号)

※3「心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

※4「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」

「破産手続開始の決定」とは、裁判所によって債務者の財産又は相続財産若しくは信託財産を清算する手続をいい、この決定を受けた者は「破産者」として法律上の様々な制約を受ける。「復権を得ない者」とは、破産法第255条の定める復権を得ていない者をいう。

- (7) 登録申請者が法人の場合には、その法人の経営上の意思決定は役員が行うため、その役員が登録の拒否事由第1号、第2号、第3号、第4号、第6号に該当するとき(第7号)
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者(第8号)
- (9) 営業所ごとに法第11条の2(旅行業務取扱管理者の選任)の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者(第9号)
- (10) 規則第3条(財産的基礎)により、登録の業務範囲ごとに必要な財産的基礎を有していないもの(第10号)

第1種旅行業は3000万円以上、第2種旅行業は700万円以上、第3種旅行業は300万円以上、地域限定旅行業は100万円以上の基準資産額を有しなければ登録を拒否される。なお、旅行業者代理業には財産的基礎(基準資産額※5)を求める定めはない。基準資産額の算出方法は次のとおり。(規則第4条)

※5：基準資産額＝総資産額－(負債総額＋営業保証金又は弁済業務保証金分担金の額)

- (11) 旅行業者代理業を営もうとする者で、所属旅行業者が2以上あるもの(第11号)  
旅行業者代理業者が代理業契約を締結する旅行業者の数は1社のみとすることにより、旅行者が取引する旅行業者代理業者に対する所属旅行業者の管理監督責任をより明確にするための定めである。

2. 本条からの出題傾向：旅行業等の登録の拒否事由に該当するか否かを問う問題が出題される。正確な判定ができるよう、ポイント解説の内容をよく読んで理解し、覚えること。

以下は、過去において拒否事由に該当しないものとして出題されたものの例示である。

- ・公職選挙法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過していない者
- ・法人であって、その役員のうち申請前5年以内に道路交通法に違反して罰金の刑に処せられた者があるもの
- ・登録申請の6年前に、旅行業務に関し不正な行為をした者
- ・第3種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が400万円である者
- ・第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が1000万円であるもの
- ・旅行業者代理業を営もうとする者であって、その基準資産額が300万円に満たないもの
- ・営業所ごとに旅程管理業務を行う主任者を確実に選任すると認められない者
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者
- ・旅行業の登録を取り消され、その取消しの日から6年を経過した者

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.43「問題5」

参考：刑法第9条による刑の重さの順位(重いものから軽いものへ)

死刑→拘禁刑→罰金→拘留→科料

- ①死刑：人の生命を奪う刑罰
  - ②拘禁刑：刑務所に収容・拘束する刑で、刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせたり、指導することもできる。
  - ③罰金：一定の金額(1万円以上)の納付を命ずる刑罰
  - ④拘留：1日以上30日未満の期間、拘留場(代用監獄として警察留置場を含む)に拘留する刑罰
  - ⑤科料：罰金より少額の金額の納付を命ずる刑罰(1,000円以上1万円未満)
  - ⑥没収：物(犯罪行為に関する)の所有権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする刑罰
- ・①～⑤は主刑(独立して科することができる刑罰)、⑥は付加刑(主刑に付加してのみ科せられる刑罰)
- ・「科料」とは別に、旅行業法第83条で「過料」がある。読みは「かりょう」で同じだが、「科料」は刑法上の罰なので前科がつくが、「過料」は行政上の義務違反に対する金銭的な罰で刑事罰ではなく前科はつかない。
- ※刑の種類は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月17日法律第67号)により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これに代えて「拘禁刑」が創設された。施行日は令和7年6月1日。

**(登録の有効期間)**

★★★ **第6条の2** 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。

**《法第6条の2に関する施行規則その他の命令》なし****ポイント解説** (法第6条の2関連)

本条は、旅行業の登録の有効期間を定めている。

**1. 登録の有効期間**

旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である。

例えば、登録の日が2025年10月10日であるとする、登録の満了日は、2030年10月9日となる。  
なお、登録の有効期間の定めがあるのは旅行業のみであり、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業には有効期間の定めはない。

2. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所から出題される。確実に覚えておくこと。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.42「問題3-1」

**(有効期間の更新の登録)**

★★★ **第6条の3** 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があった場合において、その申請について前項において準用する第5条第2項又は第6条第2項の通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

**《法第6条の3に関する施行規則その他の命令》****●施行規則**

(新規登録及び更新登録の申請手続) = 法第3条及び法第6条の3第1項関連(再掲)

★★★ **規則第1条の2** 法第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下この節において「新規登録」という。)又は法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の2月前までに提出するものとする。

- (1)業務の範囲が次条に規定する第1種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官
- (2)業務の範囲が次条に規定する第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- (3)旅行者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

**(更新登録の添付書類)法第6条の3第1項関連**

**規則第1条の5** 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

- (1)申請者が法人である場合にあっては、前条第1項第(1)号イからホまでに掲げる書類
  - (2)申請者が個人である場合にあっては、前条第1項第(1)号ハ及び第(2)号イからニまでに掲げる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第30条の9の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合は、前条第1項第(2)号イに掲げる書類を添付することを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の11第1項(同項第(1)号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法30条の15第1項(同項第(1)号に係る部分に限る。)の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合は、前条第1項第(2)号イに掲げる書類を添付することを要しない。

**ポイント解説** (法第6条の3関連)

本条は、旅行業の有効期間の更新登録について定めている。

**1. 更新登録の申請手続き**

旅行業の登録の有効期間満了後も引き続き旅行業を営もうとする者は、**更新登録申請書を有効期間満了の日の2月前までに登録行政庁に提出しなければならない。**(法第6条の3及び規則第1条の2)なお、旅行者代理業(及び後述の「旅行サービス手配業」)には、有効期間の定めがなく、更新登録の定めもないことから、更新登録の申請は不要である。

**2. 更新登録申請中の有効期間の取扱いと更新後の有効期間**

旅行業の更新登録の申請書提出後は、満了の日までに登録又は拒否の通知がなくても、その通知があるまでの間は、**従前の登録は有効である。**また、従前の登録の有効期間満了の日より後に更新登録の通知があった場合の**更新後の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算する。**(法第6条の3第3項及び第4項)

- (例)・従前の登録の有効期間満了の日=2025年6月30日  
 ・更新登録の通知があった日=2025年7月5日  
 ・更新登録後の有効期間=2025年7月1日～5年後の2030年6月30日

**3. 本条からの出題傾向：正確に正誤判断ができるようポイント解説の太字箇所、特に期限や起算日を正確に覚えること。**

## 4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.42「問題3-5・6・7」

**(変更登録等)**

★★★

- 第6条の4** 旅行業の登録を受けた者(以下「旅行業者」という。)は、第4条第1項第(3)号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。
- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第6条第1項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第(9)号又は第(10)号」と読み替えるものとする。
- 3 旅行業者又は旅行業者代理業者(旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、第4条第1項第(1)号、第(2)号又は第(4)号(旅行業者代理業者にあっては、同項第(1)号又は第(2)号)に掲げる事項について変更があったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第19条第1項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があった事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

## 《法第6条の4に関する施行規則その他の命令》

## ●施行規則

★★★

**(変更登録)**=法第6条の4第1項関連

- 規則第4条の2** 法第6条の4第1項の規定による変更登録(以下「変更登録」という。)の申請をしようとする旅行業者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。
- (1)第1種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者=観光庁長官
- (2)第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者=主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 2 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。
- (1)申請者が法人である場合にあつては、法第6条第1項第(9)号及び第(10)号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第1条の4第1項第(1)号ハ及びニに掲げる書類
- (2)申請者が個人である場合にあつては、法第6条第1項第(9)号及び第(10)号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第1条の4第1項第(1)号ハ及び第(2)号ハに掲げる書類
- 3 第1項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁(旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第9条の2及び第22条において同じ。)が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。
- 4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿の当該旅行業者に係る部分の写しを当該通知を行った行政庁に送付しなければならない。
- 5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行ったときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)＝法第6条の4第3項関連

★★★

**規則第5条** 旅行者又は旅行者代理業者(以下「旅行者等」という。)は、法第6条の4第3項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁(旅行者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第10条の4、第38条、第39条及び第40条において同じ。)に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者又は旅行者代理業者が法第4条第1項第(2)号に規定する主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第6条第1項第(7)号に該当しないことを証する書類

(2) 変更に係る事項が法第4条第1項第(4)号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3 第4条の2第3項から第5項までの規定は、第1項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。

ポイント解説 (法第6条の4関連)

本条は、旅行者の業務の範囲の変更には、「変更登録」を受けなければならないこと、及び旅行者等は、所定の登録事項に関する変更があったときは登録行政庁にその変更があった日から30日以内に届出をしなければならないことの2つを定めている。

#### 1. 変更登録の申請(第1項)

(1) 旅行者は、登録している業務の範囲(第1種、第2種、第3種、地域限定旅行業)を変更しようとするときは、規則第4条の2(変更登録)により、観光庁長官(実際の申請書の提出先は次表参照)の行う変更登録を受けなければならない。

〈変更登録申請先〉

変更後の旅行業が	変更登録申請書の提出先
第1種旅行業	観光庁長官
第2種・第3種・地域限定旅行業	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 旅行者代理業には、業務の範囲の定めがない(規則第1条の3)ので、「変更登録」は発生しない。したがって、旅行者代理業者が所属旅行者を変更しようとするときは、新しい旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業の新規登録の申請をしなければならない。また、旅行者代理業者が旅行者(第1種・第2種・第3種・地域限定)になろうとするときは、変更登録ではなく、該当する旅行業の新規登録の申請をしなければならない。

## 2. 登録事項の変更の届出(第3項)

- (1) 旅行業者等は、所定の登録事項について変更があったときは、その日(変更があった日)から30日以内に、その旨を登録行政庁(旅行業者等が現に登録を受けている行政庁)に登録事項変更届出書を用いて届出しなければならない。

## 〈登録事項変更の届出事項〉

変更の届出が必要な事項(変更があった日から30日以内)	旅行業者	旅行業者代理業者
氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(法第4条第1項第1号)	○ (届出要)	○ (届出要)
主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地(法第4条第1項第2号)	○ (届出要)	○ (届出要)
旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせる場合、その者の氏名又は名称及び住所並びにその営業所の名称及び所在地(法第4条第1項第4号)	○ (届出要)	

## (2) 主たる営業所の所在地が変更となったときの届出

第1種旅行業者でない旅行業者(第2種・第3種・地域限定旅行業者)又は旅行業者代理業者が主たる営業所の所在地の変更(従来の都道府県から別の都道府県に変更)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出する。(規則第5条第1項ただし書き)

3. 本条からの出題傾向：どんなときに「変更登録」を受けなければならないか、どんなときに「登録事項の変更の届出」をしなければならないかを区別して覚えること。「変更登録」を受けなければならない場合とは、旅行業者が業務の範囲(第1種・第2種・第3種・地域限定)を変更しようとするときであり、「登録事項の変更の届出」をしなければならない場合とは、旅行業者等が上表に記載した事項を変更したときである。

## 4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.43「問題6」

(解答は、P.185～186)

**【問題3】**登録及び更新登録に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業の登録の有効期間は登録の日の翌日から起算して5年である。
2. 第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の新規登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
3. 旅行業の登録を受けようとする者は、企画旅行に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかの別をその申請書に記載しなければならない。
4. 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者は、所属旅行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
5. 旅行業者代理業者は、有効期間の満了の日の2月前までに登録行政庁に、更新登録の申請をしなければならない。
6. 登録の有効期間の満了の日が2025年10月31日である旅行業者の更新の登録の通知が同年11月10日にあった場合、その新たな登録の有効期間の満了の日は2030年10月31日である。
7. 旅行業者が更新登録の申請を行った場合で、有効期間の満了の日までに登録行政庁から更新登録をした旨又は更新登録を拒否する旨の通知がないとき、旅行業者は、当該通知があるまでの間、旅行者と旅行業務について契約を締結してはならない。

**【問題4】**業務の範囲に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業の業務の範囲は、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業の4種類に区分される。
2. 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
3. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)を実施することができる。
4. 第3種旅行業者は、本邦外の手配旅行契約を締結することができる。
5. 地域限定旅行業者は、一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものについてのみ、企画旅行を実施できる。
6. 旅行業者代理業者については、登録業務範囲に関する定めはない。
7. 地域限定旅行業者は、本邦外の旅行に関する相談に応ずることはできない。

**【問題5】** 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当するものに○印を、該当しないものに×印をつけなさい。

1. 第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が500万円である者
2. 法人であって、その役員のうちに登録申請の6年前に旅行業務に関し不正な行為をした者がいるとき。
3. 法人であって、その役員のうち申請前5年以内に道路交通法に違反して、罰金刑に処せられた者があるもの
4. 旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から4年を経過した者
5. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者
6. 破産手続開始の決定を受けて申請1年前に復権を得た者
7. 旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者
8. 営業所ごとに旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
9. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上である者
10. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

**【問題6】** 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者等は、営業所の旅行業務取扱管理者の変更があったときは、その日から30日以内に登録行政庁に登録事項の変更の届出をしなければならない。
2. 旅行業者等が法人である場合であって、その代表者の氏名について変更があったときは、その日から30日以内に登録行政庁に変更登録の申請を行わなければならない。
3. 第1種旅行業者は、業務の範囲を第2種旅行業に変更しようとするときは、観光庁長官に変更登録申請書を提出しなければならない。
4. 旅行業者等は、営業所の名称が変更になったときは、その日から30日以内に登録行政庁に登録事項変更届出書を提出しなければならない。
5. 旅行業者代理業者がその登録業務範囲を第3種旅行業務に変更しようとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録の申請をしなければならない。
6. 旅行業者代理業者が所属旅行業者を変更するときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録の申請をしなければならない。
7. 本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)を実施できるように業務の範囲を変更しようとする旅行業者は、観光庁長官へ変更登録申請書を提出しなければならない。
8. 第3種旅行業者は、その主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更)があったときは、その日から30日以内に、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項の変更の届出をしなければならない。

## ○営業保証金—第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

### (営業保証金の供託)

★★★

**第7条** 旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。

- 2 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 3 旅行業者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
- 4 観光庁長官は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内に旅行業者が第2項の届出をしないときは、その定める7日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。
- 5 観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行業者が第2項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。

### 《法第7条に関する施行規則その他の命令》なし

#### ポイント解説 (法第7条関連)

本条は、旅行業者の営業保証金の供託義務を定めた条文である。

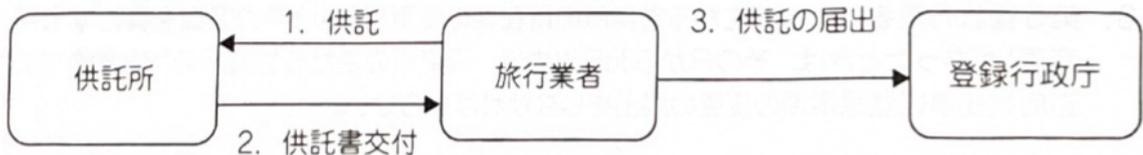
#### 1. 営業保証金の意義

営業保証金制度は、旅行者保護の観点から旅行業者に一定の営業保証金の供託義務を負わせる制度である。通常、旅行者は旅行開始前に旅行業者に旅行代金を前払いする取引形態をとるが、例えば、旅行業者の倒産等により旅行が実施されなかった(債務不履行)場合には、当該旅行業者が供託している営業保証金の範囲内で、その債権の全部又は一部が還付される。また、旅行業者代理業者には、営業保証金の供託義務はない。旅行業者代理業者による旅行者との旅行取引に関する債務は、所属旅行業者に帰属するので、所属旅行業者が供託した営業保証金から旅行者に還付される。

※「供託」とは、金銭・有価証券等を公的機関である供託所に寄託する(預ける)こと。

#### 2. 供託の届出

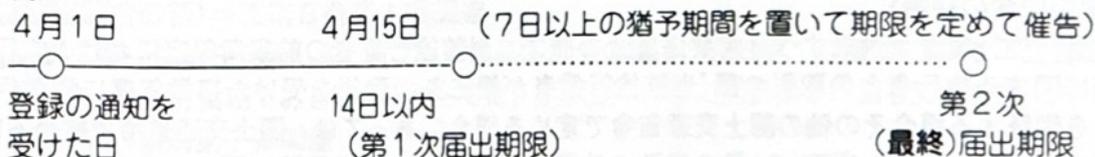
- (1)旅行業者は、営業保証金を供託し(第1項)、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、供託した旨を観光庁長官(登録行政庁)に届け出なければならない(第2項)。また、届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない(第3項)。



- (2)観光庁長官(登録行政庁)は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内に旅行業者が供託の届出をしないときは、その定める7日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。(第4項)。

「その定める7日以上の期間内に」とは、「7日以上の猶予期間を置いて」という意味である。

例：



(3)上記の催告が行われた場合において、その猶予期間を置いた期間内に旅行業者が供託の届出をしないときは、観光庁長官(登録行政庁)は、当該旅行業の登録を取り消すことができる。(第5項)

**補足** 営業保証金の免除規定

法第53条(営業保証金の供託の免除)により、旅行業者は観光庁長官の指定する旅行業協会(法第41条)に加入し、その并済業務規約に定める額の并済業務保証金分担金を旅行業協会に納付(法第49条第1項)することにより保証社員となり(法第48条第1項)、本条に定める営業保証金の供託義務を免れることができる。

3. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字の箇所について正誤問題が出題される。

4. 本条に関する理解度チェック問題番号：P.62「問題7-1の(1)(2)」

**(営業保証金の額等)**

★★★

**第8条** 旅行者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(当該旅行者が第三条の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の国土交通省令で定める場合にあつては、国土交通省令で定める額)に応じ、第4条第1項第(3)号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

2 旅行者は、前項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

3 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第4項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内」とあるのは、「次条第1項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の日から3箇月以内(その施行の日から3箇月を経過する日がある場合は、当該100日を経過する日まで)」と読み替える。

4 旅行者は、第1項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

5 前項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第278条第1項に規定する振替債を含む。)をもって、これに充てることができる。

7 営業保証金の供託は、旅行者の主たる営業所の最寄りの供託所にしなければならない。

**《法第8条に関する施行規則その他の命令》**

●施行規則

(旅行者との取引の額)＝法第8条第1項関連

★★

**規則第6条の2** 法第8条第1項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1)当該旅行者が、新規登録又は変更登録を受けたことにより営業保証金を供託する場合
- (2)当該旅行者が、前事業年度に法第7条第2項(法第9条第6項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出をした場合(前号に掲げる場合を除く。)
- (3)当該旅行者の前事業年度が、1年と異なる期間であつた場合(前二号に掲げる場合を除く。)

2 前項各号に掲げる場合について、法第8条第1項の国土交通省令で定める額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1)前項第(1)号に掲げる場合 新規登録又は変更登録の申請時に添付した書類に記載した年間取引見込額
- (2)前項第(2)号に掲げる場合 当該旅行者の法第7条第2項の届出(当該旅行者が新規登録又は変更登録の後に前事業年度に1回以上の変更登録を受けた者である場合は、直近の変更登録後のもの)後の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に365を乗じてこれを当該届出の日から前事業年度の終了の日までの日数で除して得た額
- (3)前項第(3)号に掲げる場合 当該旅行者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に365を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額

(営業保証金の額) = 法第8条第1項関連

★★★

規則第7条 法第8条第1項に規定する営業保証金の額は、別表第1の額(旅行業者の登録業務範囲が第1種旅行業務である場合にあつては、別表第1の額に別表第2の額を加えた額)とする。

別表第1(規則第7条関連)

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額)	営業保証金の額				
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者	
400万円未満	7000万円	1100万円	300万円	15万円	
400万円以上 5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円	
5000万円以上 2億円	7000万円	1100万円	300万円	300万円	
2億円	7000万円	1100万円	450万円	450万円	
4億円	7000万円	1100万円	750万円	750万円	
7億円	7000万円	1300万円	900万円	900万円	
10億円	7000万円	1400万円	1000万円	1000万円	
15億円	7000万円	1500万円	1100万円	1100万円	
20億円	7000万円	1600万円	1200万円	1200万円	
30億円	7000万円	1800万円	1300万円	1300万円	
40億円	7000万円	1900万円	1400万円	1400万円	
50億円	7000万円	2300万円	1600万円	1600万円	
60億円	7000万円	2700万円	1900万円	1900万円	
70億円	8000万円	3000万円	2200万円	2200万円	
80億円	10000万円	3800万円	2700万円	2700万円	
150億円	12000万円	4600万円	3200万円	3200万円	
300億円	13000万円	4800万円	3400万円	3400万円	
500億円	14000万円	5300万円	3800万円	3800万円	
700億円	15000万円	5500万円	4000万円	4000万円	
1000億円	16000万円	6000万円	4300万円	4300万円	
1500億円	18000万円	6600万円	4700万円	4700万円	
2000億円	20000万円	7600万円	5400万円	5400万円	
3000億円	25000万円	9200万円	6600万円	6600万円	
4000億円	30000万円	11000万円	7900万円	7900万円	
5000億円	35000万円	13000万円	9300万円	9300万円	
1兆円	45000万円	17000万円	12000万円	12000万円	
2兆円以上 1兆円につき	10000万円	3000万円	2500万円	2500万円	

別表第2

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額)のうち、本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)に係るもの	営業保証金の額	営業保証金の額		
8億円未満	0円	75億円以上 110億円未満 1700万円		
8億円以上 9億円	900万円	110億円	160億円	1800万円
9億円	1100万円	160億円	220億円	2000万円
15億円	1300万円	220億円	330億円	2200万円
35億円	1500万円	330億円	440億円	2800万円
55億円	1600万円	440億円	550億円	3400万円
		550億円	1000億円	3900万円
		1000億円	2100億円	5000万円
		2100億円以上 1000億円につき		1100万円

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券)＝法第8条第6項、法第47条第3項及び法第48条第4項関連

★★ **規則第8条** 法第8条第6項(法第47条第3項及び第48条第4項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- (1)国債証券
- (2)地方債証券
- (3)特別の法律により法人が発行する債券
- (4)前三号に掲げるもののほか、担保附社債信託法(明治38年法律第52号)による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(自己の社債券及び会社法(平成17年法律第86号)による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額)

＝法第8条第6項、法第47条第3項及び第48条第4項関連

★★ **規則第9条** 法第8条第6項(法第47条第3項及び第48条第4項において準用する場合を含む。)の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1)国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券 額面金額
- (2)前号の有価証券以外の有価証券 額面金額の100分の90
- 2 割引の方法により発行した有価証券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。  
(額面金額－発行価額)÷(発行の日から償還の日までの年数)×(発行の日から供託の日までの年数＋4)
- 3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた1年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた1円未満の端数は、切り捨てる。

**ポイント解説** (法第8条関連)

本条は、営業保証金の額の定め方、営業保証金は何をもって供託するのか、営業保証金を供託する供託所はどの供託所に供託するのかなどを定めている。

**1. 営業保証金の額**

(1)営業保証金の額は、①旅行業の「業務の範囲」(第1種・第2種・第3種・地域限定旅行業)の別ごとに、②前事業年度の「旅行者との取引額」に応じて規則第7条の別表第1(海外募集型企画旅行を実施する第1種旅行者である場合は、別表第2を加えた額)のように定められている。

また、前事業年度の取引額がない新規登録の場合や、変更登録の場合の営業保証金の額は、新規登録又は変更登録の申請時に添付した「年間取引見込額」に基づき、規則第7条の別表により決まる。なお、前事業年度が1年未満の場合は、「前事業年度の取引額×365÷前事業年度の日数」で得られる額を基準とする。(規則第6条の2)

(2)規則第7条(営業保証金の額)別表第1による前事業年度の年間取引額が400万円未満の場合の営業保証金の額(最低額)は以下のとおり

業務の範囲	営業保証金の最低額	参考 基準資産額
第1種旅行業	7,000万円	3,000万円以上
第2種旅行業	1,100万円	700万円以上
第3種旅行業	300万円	300万円以上
地域限定旅行業	15万円	100万円以上
参考 旅行業者代理業	供託不要	なし

※基準資産額(法第6条(登録の拒否)第1項第10号及び規則第3条に定める財産的基礎の金額)と混同しないよう注意。

(3)国土交通省令(規則第7条の別表)の改正により、供託している営業保証金の額が、不足するときは不足額を追加供託しなければならない、過剰となるときは、その超える額を取り戻すことができる。営業保証金の追加、取戻しについての詳細は、法第9条のポイント解説を参照。

## 2. 供託物

営業保証金は、**金銭、国債証券、地方債証券その他の規則第8条に定める有価証券のいずれかにより供託することができる。**有価証券の価額は、国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券は額面金額、それ以外の有価証券は額面金額の100分の90の価額で供託することができる。(規則第9条)

## 3. 供託先

営業保証金の供託は、**旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所**にしなければならない。

4. **本条からの出題傾向**：業務の範囲の別ごとに定められた営業保証金の最低額、営業保証金として充てることができる有価証券の種類と価額について正誤問題が出題される。

5. **本条に関する理解度チェック問題番号**：P.62「問題7-1の(3)(4)(5)」、「問題7-2」

### (営業保証金の追加の供託等)

★★★

**第9条** 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

2 第7条第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内」と読み替えるものとする。

3 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

4 前条第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

5 旅行業者は、第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

- 6 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。
- 7 旅行者は、第5項に規定する場合において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。
- 8 前項の規定による営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第17条第1項の権利を有する者に対し6箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかった場合でなければ、これをすることができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生した時から10年を経過したときは、この限りでない。
- 9 前項の規定による公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

#### 《法第9条に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則 なし

##### ●旅行者営業保証金規則(法務省令・国土交通省令)一抜粋(取戻し関連)

旅行者営業保証金規則(法務省令・国土交通省令)のうち、法第9条、法第20条、法第54条の営業保証金の取戻しに関連する部分及び法第17条及び18条の営業保証金の還付に関連する部分を以下に掲載する。

##### (営業保証金の取戻し)

**旅行者営業保証金規則第8条** 旅行者は、法第9条第3項の規定による取戻しをしようとするときは、法第10条の規定による報告をした日以降、当該報告の日の属する事業年度内に限り、登録行政庁に対し、その供託している営業保証金の額が法第8条第1項に規定する額を超える旨及びその額の証明書の交付の申請をすることができる。

2 旅行者は、前項の申請をしようとするときは、第5号書式により作成した証明書交付申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、第1項に規定する証明書を交付するときは、当該営業保証金につき権利の実行の手続がとられている場合を除き、第六号書式により作成した証明書を当該申請をした者に交付しなければならない。

4 前項の規定により交付した証明書は、当該証明書を交付した日の属する事業年度内に限り、第10条第(2)号に掲げる書面としての効力を有する。

**旅行者営業保証金規則第9条** 法第9条第7項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第8項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)法第6条の4第1項の変更登録(以下「変更登録」という。)前の登録に係る法第4条第1項第(1)号及び第(3)号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地

(2)登録年月日及び変更登録前の登録番号並びに変更登録年月日及び変更登録後の登録番号

(3)取戻しをしようとする営業保証金の額

- (4) 権利を有する者は、6箇月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、登録行政庁に提出すべき旨
- (5) 前号の申出書の提出がないときは、第(3)号の額の営業保証金を取り戻される旨
- 2 法第20条第3項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第4項において準用する法第9条第8項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。
- (1) 法第20条第1項の規定による登録の抹消前の登録に係る法第4条第1項第(1)号及び第(3)号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地
- (2) 登録年月日及び登録番号並びに登録の抹消年月日
- (3) 営業保証金の額
- (4) 権利を有する者は、6箇月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、登録行政庁に提出すべき旨
- (5) 前号の申出書の提出がないときは、営業保証金を取り戻される旨
- 3 法第54条第1項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第2項において準用する法第9条第8項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。
- (1) 登録に係る法第4条第1項第(1)号及び第(3)号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地
- (2) 登録年月日及び登録番号並びに旅行業協会の保証社員となった年月日
- (3) 営業保証金の額
- (4) 権利を有する者は、6箇月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、登録行政庁に提出すべき旨
- (5) 前号の申出書の提出がないときは、営業保証金を取り戻される旨
- 4 前3項の規定による公告は、権利の実行の手續がとられている間は、することができない。
- 5 営業保証金の取戻しをしようとする者は、第1項から第3項までの規定により公告をしたときは、当該公告の写しを添付して、速やかに、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- 6 第3条から第6条までの規定は、第1項第(4)号、第2項第(4)号又は第3項第(4)号に規定する申出書の提出があった場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「前条第3項」とあるのは「第9条第1項第(4)号、第2項第(4)号又は第3項第(4)号」と、「被申立旅行業者に通知して、」とあるのは「第9条第1項、第2項又は第3項の公告をした旅行業者(以下「公告旅行業者」という。)に通知して、」と、「申立人、当該期間内に権利の申出をした者」とあるのは「当該期間内に権利の申出をした者」と、「被申立旅行業者に対し、」とあるのは「公告旅行業者に対し、」と、同条第2項中「前条第3項」とあるのは「第9条第1項第(4)号、第2項第(4)号又は第3項第(4)号」と、「被申立旅行業者」とあるのは「公告旅行業者」と、同条第4項中「申立人、前条第3項の期間内に権利の申出をした者又は被申立旅行業者」とあるのは「当該期間内に権利の申出をした者又は公告旅行業者」と、同条第8項中「被申立旅行業者」とあるのは「公告旅行業者」と、第4条第1項中「前条第1項」とあるのは「第9条第6項において準用する第3条第1項」と、「被申立旅行業者」とあるのは「公告旅行業者」と、同条第4項及び第5条第1項中「被申立旅行業者」とあるのは「公告旅行業者」と読み替えるものとする。

7 登録行政庁は、第1項第(4)号、第2項第(4)号又は第3項第(4)号の期間内に、第1項第(4)号、第2項第(4)号又は第3項第(4)号に規定する申出書の提出がなかったときは、第六号書式により作成した証明書を第1項、第2項又は第3項の公告をした者に交付しなければならない。当該申出書の提出があった場合において、取戻しをしようとする営業保証金の額が申出に係る債権の配当額の総額を超えるときは、その超える額について同様とする。

**(取戻しをする権利を有することを証する書面等)**

**旅行者営業保証金規則第10条** 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第25条第1項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、次に掲げる書面をもって足りる。

- (1) 法第18条の2第2項後段の規定により営業保証金を取り戻す場合にあっては、登記事項証明書その他の主たる営業所の移転の事実を証する書面及び同項前段の規定による供託に係る供託書正本
- (2) 第8条第3項又は前条第7項の規定により証明書の交付を受けた場合にあっては、その証明書

**ポイント解説** (法第9条関連)

本条は、毎事業年度終了後において前事業年度の取引額に基づき営業保証金の額を見直し、不足のときは不足額を追加供託(第1項)し、過剰となるときは超過額を取り戻すことができる(第3項)旨を定めている。

**1. 営業保証金の追加供託**

営業保証金の追加供託をする場合の対応方は次表のとおり。

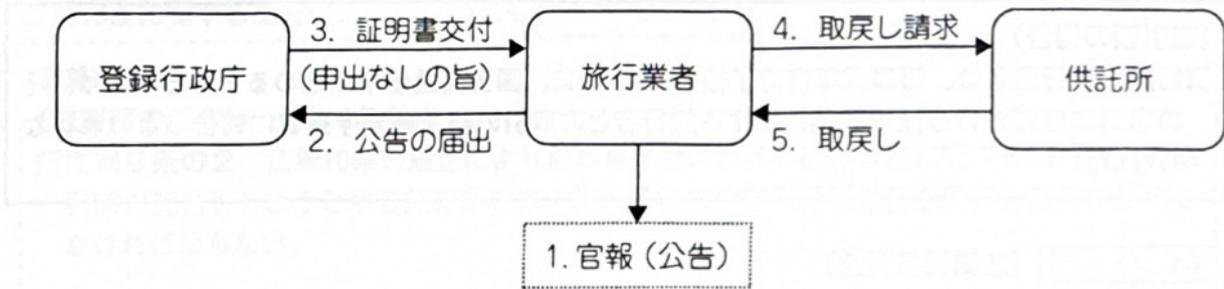
追加供託の理由	対応方
①国土交通省令(規則第7条)の改正で営業保証金が増額されたとき	改正規則施行日から3か月以内に追加供託と登録行政庁への届出が必要
②前事業年度の取引額の増加により、既に供託済の額が供託すべき営業保証金の額に不足することとなり、不足額を追加して供託するとき	当該前事業年度終了の日の翌日から起算して100日以内に追加供託し登録行政庁に届出が必要
③変更登録を受け、営業保証金の不足額を追加で供託するとき	追加供託及び届出の期限についての条文はないが、本条第6項で供託、届出が完了しなければ、変更後の事業を開始できない。 参考：後述する弁済業務保証金分担金は、変更登録を受けた日から14日以内に増加額を旅行業協会に納付しなければならない。(法第49条第2項)

**2. 営業保証金の取戻し**

営業保証金を取り戻す方法は、その取り戻す理由により公告(※)が必要な場合と不要な場合とに分かれる。

(1)公告手続きが必要な場合

- ①変更登録後の差額取戻し(法第9条)
- ②登録の抹消があったとき(法第20条)
- ③保証社員となった場合の取戻し(法第54条)

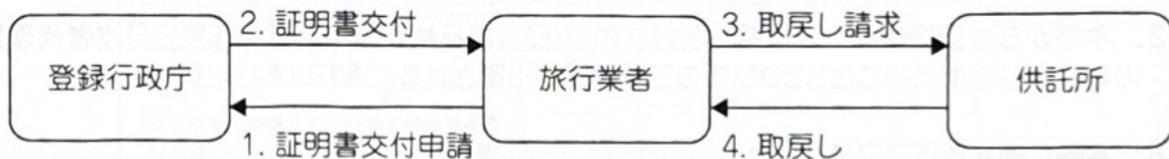


公告が必要な場合は、当該営業保証金につき法第17条第1項の還付請求の権利を有する旅行者に対し、6箇月を下らない一定期間に申し出る旨を公告し、その期間にその申し出がなかった場合に取り戻すことができる。ただし、取り戻す事由が発生した時から10年を経過したときはこの手続を踏まなくてよい。(第8項)

※「公告」とは、政府や公共団体が、ある事項を広く一般に知らせること。又は私人・私人が法令上の義務により特定の事項を広く一般に知らせることをいう。日本における公告は、官報(政府の機関紙)、新聞への掲載や掲示などの文書又はインターネットなど電磁的方法により行う。

(2)公告手続が不要な場合

- ④省令の改正で営業保証金の額が減額されたとき(法第8条)
- ⑤前事業年度の取引額減少により、供託済みの額>新供託額(法第9条)
- ⑥主たる営業所の移転により、新供託所に営業保証金を全額供託したときの取戻し(法第18条の2)



なお、⑥は移転前の供託所に所有証券を含んで供託していた場合の手続。金銭のみで供託している場合は、保管替えの手続をとる。(法第18条の2)

《営業保証金の取戻しと公告の要否》

取戻しの理由	公告手続
①変更登録を受け、営業保証金の差額を取り戻すとき(法第9条第7項～第9項)	必要
②登録の抹消があったとき(法第20条第3項、第4項)	必要
③旅行業協会の保証社員となったとき(法第54条第1項、第2項)	必要
④国土交通省令(規則第7条)の改正で営業保証金が減額されたとき(法第8条第4項)	不要
⑤前事業年度の取引額の減少により、既に供託済の額が供託すべき営業保証金の額を超えるとき(法第9条第3項、第4項)	不要
⑥主たる営業所の移転により、最寄りの供託所が変更となり、新供託所に営業保証金を全額供託したため、移転前の供託所に供託している営業保証金を取り戻すとき(法第18条の2)	不要

3. 本条からの出題傾向：追加供託する場合の供託届出期限及び取戻しの際の公告の要否について正確に覚えること。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.62「問題7-1の(6)」、P.62~63「問題7-3」

**(取引額の報告)**

★★★

**第10条** 旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を観光庁長官に報告しなければならない。

**ポイント解説** (法第10条関連)

本条は、取引額の報告について定めている。

**1. 取引額の報告期限**

旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、規則第9条の2(取引額の報告)の第六号様式に基づき、観光庁長官(登録行政庁)に報告しなければならない。(法第10条)

**2. 取引額の報告内容**

報告すべき取引額は以下のとおり。

**(1) 自社の企画旅行に係る取引額**

- ・ 自社営業所での募集によるもの(募集型企画旅行のこと)
  - ・ 受託旅行業者の取扱いによるもの(募集型企画旅行の受託販売のこと)
  - ・ 旅行者からの依頼によるもの(受注型企画旅行のこと)
- を含めなければならない。

**(2) 手配旅行に係る(自社)の取引額**

**(3) 自社に所属する旅行業者代理業者の取引額**

※P55の取引額報告書の様式を参照。

**3. 本条からの出題傾向**：報告期限と報告内容(受託旅行業者の取引額や所属旅行業者代理業者の取引額が含まれること)についての正誤問題が出題される。

**4. 本条に関する理解度チェックの問題番号**：P.62「問題7-1の(7)」

《法第10条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(取引額の報告) = 法第10条関連

★★

規則第9条の2 法第10条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額の報告をしようとする旅行業者は、第六号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

第六号様式 (第九条の二関係)

取引額報告書		年度分 ( 年 月 日から 年 月 日まで )	
受付印	経由印	観光庁長官 登録旅行業第 号 知事	
区分		取扱人員 (人)	取引額 (円)
自社の企画旅行に係る取引額 (受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む)	参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの	本邦内のもの	
	旅行者からの依頼によるもの	上記以外	
手配旅行に係る取引額 (自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む)			
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額 (自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む)			
合計 (うち自社に所属する旅行業者代理業者の取引額)		( )	( )
営業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
(差額がある場合) 追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額			
并済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額			
(差額がある場合) 追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額			
観光庁長官 殿 知事		年 月 日	
旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。			
報告者の氏名又は名称			

(日本産業規格 A列4番)

**(旅行業者代理業者の事業の開始)**

- ★★ **第11条** 旅行業者代理業者は、その代理する旅行業者(以下「所属旅行業者」という。)が第7条第2項(第9条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

《法第11条に関する施行規則その他の命令》なし

ポイント解説 (法第11条関連)

本条は、旅行業者代理業者の事業開始の要件について定めている。

1. 旅行業者代理業者の事業の開始

旅行業者代理業者は、その代理する旅行業者(所属旅行業者)が新規に旅行業の登録を受けた場合(法第7条)又は、営業保証金の増額を伴う業務の範囲の変更登録を受けた場合(法第9条)、当該所属旅行業者が営業保証金を供託した旨又は増額分の追加供託した旨の届出を登録行政庁にした後でなければ、その事業を開始してはならない。

2. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所について正誤問題が出題される。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.122「問題19-7」

**(営業保証金についての権利の承継等)**

- ★ **第16条** 旅行業者が死亡し、旅行業者たる法人が合併により消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は旅行業者がその事業の全部を譲渡したため、第20条の規定による登録の抹消があった場合において、その日から6月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、かつ、旅行業者であった者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨の届出を観光庁長官にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行業者となった者が第7条第1項の規定により供託した営業保証金とみなす。
- 2 前項の届出をする場合には、供託物受入の記載ある供託書の写及びその営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面を添附しなければならない。
- 3 第1項の届出は、第7条第3項から第5項までの規定の適用については、同条第2項の規定による届出とみなす。
- 4 第1項の場合において、その営業保証金につき、旅行業者であった者又は当該旅行業者であった者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との取引によって生じた債権に関し、次条第1項の権利を有する者があるときは、同項の権利の実行については、その債権は、新たに旅行業者となった者との取引によって生じた債権とみなす。

《法第16条に関する施行規則その他の命令》なし

## ポイント解説 (法第16条関連)

本条は、旅行業者が行っていた事業を引き継ぐ者が新たに旅行業の登録を受けた場合における営業保証金の承継について定めている。

## 1. 営業保証金の承継

(1)①旅行業者の死亡、②旅行業者たる法人の合併による消滅、若しくは③分割によりその事業の全部を承継させたとき、又は④旅行業者の事業を全部譲渡したため、法第20条の規定による登録の抹消があった場合において、その日から6月以内に、

- i. その相続人
- ii. 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人
- iii. 分割によりその事業の全部を承継した法人
- iv. その事業の譲受人が

旅行業の登録を受け、かつ、旅行業者であった者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨の届出を登録行政庁にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行業者となった者が法第7条第1項の規定により供託した営業保証金とみなす。(第1項)

(2)この場合、その営業保証金について、旅行業者であった者又はその旅行業者であった者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との取引によって生じた債権に関し、営業保証金の還付を受ける権利を有する者があるときは、権利の実行については、その債権は、新たに旅行業者となった者との取引によって生じた債権とみなす。(第4項)

(3)上記(1)及び(2)の規定により、例えば、「旅行業者が合併により設立された法人であり、旅行業者であった消滅会社より営業保証金についての権利を承継し、その旨を登録行政庁に届け出た場合における当該消滅会社と旅行業務に関し取引した旅行者」も法第17条の債権の弁済を受ける権利を有する者に該当することになる。

2. 本条からの出題傾向：本条は、平成28年の「総合」で1度出題されたことがある。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.63「問題7-4の(4)」

## (営業保証金の還付)

★★★ 第17条 旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

## (営業保証金の不足額の供託等)

★★ 第18条 旅行業者は、前条第1項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第8条第1項に規定する額に不足することとなったときは、その不足額を供託しなければならない。

2 旅行業者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 第1項に規定する場合において、法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に旅行業者が前項の届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

《法第17条及び法第18条に関する施行規則その他の命令》

●施行規則 なし

●旅行者営業保証金規則(法務省令・国土交通省令)―抜粋

(権利の実行の申立て等)

**旅行者営業保証金規則第2条** 法第17条第1項の権利(以下「権利」という。)を有する者は、その権利の実行をしようとするときは、行政庁に対し、その申立てをしなければならない。

2 前項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、第2号書式により作成した申立書に権利を有することを証する書面を添付して、法第6条の4第1項に規定する旅行者(旅行者であった者を含む。以下「旅行者」という。)であって当該申立てに係るもの(以下「被申立旅行者」という。)が法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項の規定による登録を受けている行政庁(旅行者であった者にあつては、登録の抹消前に当該登録を受けていた行政庁をいう。以下「登録行政庁」という。)に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、第1項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、被申立旅行者が供託した営業保証金につき権利を有する者に対し、60日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(以下「申立人」という。)及び被申立旅行者に通知しなければならない。

4 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

5 第3項に規定する権利の申出をしようとする者は、第3号書式により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、登録行政庁に提出しなければならない。

(権利の調査等)

**旅行者営業保証金規則第3条** 登録行政庁は、前条第3項の期間が経過した後、遅滞なく権利の調査をしなければならない。この場合において、登録行政庁は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、被申立旅行者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び被申立旅行者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。(以下第2項～第10項は省略)

(配当等)

**旅行者営業保証金規則第4条** 登録行政庁は、前条第1項の規定による権利の調査に基づき、遅滞なく、配当表を作成し、これを示し、かつ、被申立旅行者に通知しなければならない。

2 (省略)

3 登録行政庁は、配当の実施のため、供託規則……(中略)……の書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第29号様式により作成した証明書を交付しなければならない。

4 登録行政庁は、前項の手続をしたときは、第四号様式により作成した通知書に支払委託書の写しを添付して、被申立人に交付しなければならない。ただし、被申立旅行者の所在を確知できないときは、公示をもってこれに代えることができる。

(法第18条第3項の日の指定)

**旅行者営業保証金規則第7条** 法第18条第3項の法務省令・国土交通省令で定める日は、旅行者が第4条第4項の規定により通知書の交付を受けた日(同項ただし書の規定により公示をする場合にあつては、当該公示の日)とする。

ポイント解説 (法第17条・法第18条関連)

- 法第17条は、営業保証金の還付の要件とその手続について定めている。
- 法第18条は、前条により、営業保証金に不足が生じたときの不足額の供託義務を定めている。

1. 営業保証金の還付

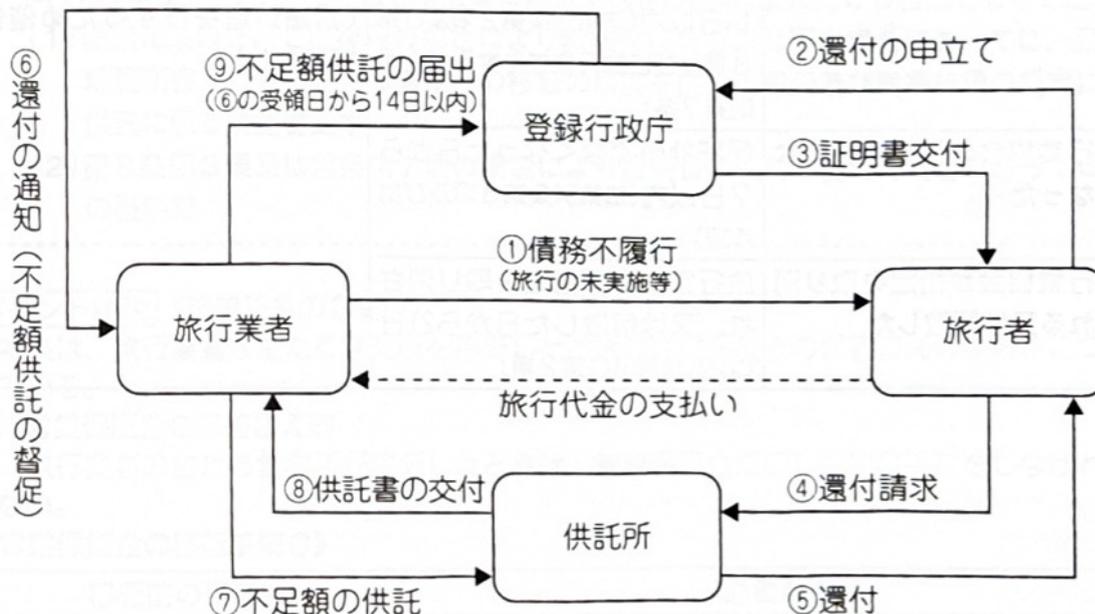
旅行業者等が旅行業務について取引をした「旅行者」に債務を履行しなかった場合、「旅行者」は、その旅行業者等が供託している営業保証金から并済(還付)を受けることができる。なお、営業保証金の還付を受けることができるのは、「旅行者」に限定される。手配代行者や旅行サービス提供者等は還付を受ける権利を持たない。(法第17条第1項)

また、還付を受けるための手続は、法務省令・国土交通省令(=旅行業者営業保証金規則第2条)に定められている。すなわち、営業保証金の還付を受ける権利を有する旅行者は、その権利を実行しようとするときは、当該旅行業者の登録行政庁に対して、所定の書式により作成した申立書に、権利を有することを証する書面を添付して提出しなければならない。

2. 営業保証金の不足額の供託

旅行業者は、還付請求権が行使された旨の通知(旅行業者営業保証金規則第4条第4項)を受け取ったときは、営業保証金に不足が生じるので、その不足額を供託し、その通知を受け取った日(同保証金規則第7条)から14日以内に供託書の写しを添付して登録行政庁に供託した旨の届出をしなければならない。その期間内に届出をしないときは、当該旅行業者の登録は効力を失う。

《営業保証金の還付と不足額の供託》



3. 本条からの出題傾向：還付を受けることができるのは、「旅行者」に限られること。還付実行後の当該旅行業者の営業保証金不足額の供託と届出期限、供託と届出をしなかったときは、旅行業登録は失効することを覚えておくこと。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.62~63 第17条は「問題7-1の(8)」、 「問題7-4」、第18条は「問題7-1の(9)」

参考 営業保証金の供託届出期限と届出なかった場合の登録行政庁の対応と効果

供託の理由	営業保証金の供託又は追加供託した旨の届出の期限	期限内に届出なかった場合の対応及び効果	
① 新規登録	登録の通知を受けた日から14日以内(法第7条第4項)	登録行政庁は、その定める7日以上の期間内に届出をすべき旨の催告要。催告をしたにもかかわらず届出をしないときは、登録行政庁は当該旅行業の登録を取り消すことができる	
② 規則第7条の改正による営業保証金の増額改定	改正規則の施行の日から3箇月以内(その施行の日から3箇月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の終了の日の翌日から100日を経過する日前である場合にあつては、当該100日を経過する日まで)(法第8条第3項)		
③ 前事業年度の取引額の増加	前事業年度終了の日の翌日から100日以内(法第9条第2項)		
④ 変更登録	法第9条の条文に追加供託した旨の届出の期限に関する規定は無い。		届出をした後でなければ、変更後の事業を開始できない
⑤ 旅行者への還付(并済)	通知書の交付を受けた日から14日以内(法第18条第2項及び第3項並びに旅行者営業保証金規則第7条)		旅行業の登録は効力を失う(緊急処理を要するため催告期間なし)
⑥ 旅行業協会の保証社員でなくなった	保証社員でなくなった日から7日以内(法第54条第3項及び第4項)		
⑦ 旅行業協会が指定を取り消される又は解散した	旅行業協会が指定を取り消され、又は解散した日から21日以内(法第61条第2項)		

**(営業保証金の保管替え等)**

- ★ **第18条の2** 旅行業者は、金銭のみをもって営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の主たる営業所の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。
- 2 旅行業者は、第8条第6項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもって営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、新たに当該営業保証金と同額の営業保証金を移転後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金を取り戻すことができる。
- 3 第7条第2項の規定は、第1項及び前項前段の場合に準用する。

**《法第18条の2に関する施行規則その他の命令》**

- 施行規則なし
  - 旅行業者営業保証金規則(法務省令・国土交通省令)
- (取戻しをする権利を有することを証する書面等)**

**旅行業者営業保証金規則第10条** 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第25条第1項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、次に掲げる書面をもって足りる。

- (1) 法第18条の2第2項後段の規定により営業保証金を取り戻す場合にあっては、登記事項証明書その他の主たる営業所の移転の事実を証する書面及び同項前段の規定による供託に係る供託書正本
- (2) 第8条第3項又は前条第7項の規定により証明書の交付を受けた場合にあっては、その証明書

**ポイント解説** (法第18条の2 関連)

本条は、旅行業者が主たる営業所を移転したときの営業保証金の保管替えの手続きについて定めている。

**1. 営業保証金の保管替え等**

旅行業者の主たる営業所が移転したときは、営業保証金に関し、次の手続をしなければならない。

**《営業保証金の移転手続き》**

移転前の供託内容	必要な手続
金銭のみで供託していた場合	移転前の営業所の最寄りの供託所に対して、費用を予納して、移転後の営業所の最寄りの供託所に保管替えを請求する。
有価証券を一部含む又は有価証券のみで供託していた場合	移転後の営業所の最寄りの供託所に供託し、移転前の営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金を取り戻す手続をとる。※

※営業保証金の取戻しについての詳細は、P.52 法第9条のポイント解説を参照。

【問題7】営業保証金に関する次の各問に答えなさい。

1. 営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1) 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を登録行政庁に届け出なければならず、その届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
  - (2) 登録行政庁は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内に旅行業者が法第7条第2項の届出をしないときは、その定める7日以上期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。
  - (3) 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に応じ、業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定めるところにより算定した額である。
  - (4) 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他国土交通省令で定める有価証券をもって、これに充てることができる。
  - (5) 営業保証金の供託は、登録行政庁の最寄りの供託所にしなければならない。
  - (6) 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が不足することとなるときは、その不足額を毎事業年度終了の日の翌日から100日以内に追加して供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
  - (7) 取引額の報告には、当該旅行業者に所属する旅行業者代理業者の取り扱った旅行者との取引の額も含めなければならない。
  - (8) 旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関する取引をした旅行者又は運送機関若しくは宿泊機関は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。
  - (9) 営業保証金の弁済を受ける権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が不足することとなったときは、その不足額を供託した上で、法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内にその旨を登録行政庁に届け出なければ、当該旅行業者に係る登録はその効力を失う。
2. 前事業年度の旅行者との取引額が400万円未満の場合、次の各旅行業の登録を受けた者が供託しなければならない営業保証金の額はいくらか。( )の中に正しい数値を書きなさい。
  - (1) 第1種旅行業の登録を受けた者…………… (                      )万円
  - (2) 第2種旅行業の登録を受けた者…………… (                      )万円
  - (3) 第3種旅行業の登録を受けた者…………… (                      )万円
  - (4) 地域限定旅行業の登録を受けた者…………… (                      )万円
3. 営業保証金の取戻しに関する次の記述の( )の中に該当する正しい語句を記入しなさい。  
 旅行業者は、法第6条の4第1項の( ① )を受けた場合においてその供託している営業保証金の額が変更後の営業保証金の額を超えることとなるときはその超える額の営業保証金を、法第20条第1項若しくは第2項により登録の抹消があったとき又は法第49条により旅行業協会の( ② )となったときは営業保証金をそれぞれ取り戻すことができる。この営業保

証金の取戻しは、当該営業保証金につき債権の弁済を受ける権利を有する者(旅行者)に対し(③)を下らない一定期間内に申し出るべき旨を(④)し、その期限内にその申出がなかった場合でなければ、これを行うことができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生してから(⑤)を経過したときは、この限りでない。

4. 営業保証金の還付に関する次の記述から、旅行業者が供託した営業保証金について、債権の弁済を受ける権利を有する者に○印を、権利を有しない者に×印をつけなさい。
- (1)旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者
  - (2)旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者
  - (3)旅行業者が旅行者に提供するために必要と見込まれる運送サービスの提供に係る契約を締結した運送事業者
  - (4)旅行業者が合併により設立された法人であり、旅行業者であった消滅会社より営業保証金についての権利を承継し、その旨を登録行政庁に届け出た場合における当該消滅会社と旅行業務に関し取引をした旅行者
  - (5)旅行業者の依頼を受けて、旅行者の取得すべき査証を代行して取得する査証取得代行業者
  - (6)旅行業者の依頼を受けて、旅行業者の実施する企画旅行の募集パンフレットを印刷する印刷会社

## ○旅行業務取扱管理者

### —第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

#### (旅行業務取扱管理者の選任)

★★★

- 第11条の2** 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、営業所ごとに、1人以上の第6項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。)の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
- 2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが第6条第1項第(1)号から第(6)号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関する契約を締結してはならない。
- 3 第1項の規定は、旅行業務を取り扱う者が1人である営業所についても適用があるものとする。
- 4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。
- 5 第1項の規定により旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の営業所を通じて1人で足りる。ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 旅行業務取扱管理者は、第6条第1項第(1)号から第(6)号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。
- (1)本邦内の旅行のうち営業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験(当該営業所の所在する地域に係るものに限る。)に合格した者
- (2)本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所(前号の営業所を除く。)にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- (3)前二号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- 7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
- 8 観光庁長官は、旅行業者等が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 9 観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 10 旅行業者等は、第7項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるように努めなければならない。

### 《法第11条の2に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

(旅行業務取扱管理者の職務)＝法第11条の2第1項関連

★★★ 規則第10条 法第11条の2第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1)旅行に関する計画の作成に関する事項
- (2)法第12条の規定による料金の揭示に関する事項
- (3)法第12条の2第3項の規定による旅行業約款の揭示及び備置きに関する事項
- (4)法第12条の4の規定による取引条件の説明に関する事項
- (5)法第12条の5の規定による書面の交付に関する事項
- (6)法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項
- (7)法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- (8)旅行に関する苦情の処理に関する事項
- (9)契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- (10)前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第11条の2第5項の国土交通省令で定めるとき)＝法第11条の2第5項関連

★★ 規則第10条の2 法第11条の2第5項の国土交通省令で定めるときは、営業所間の距離の合計が40キロメートル以下のときとする。

(法第11条の2第5項の国土交通省令で定める場合)＝法第11条の2第5項関連

★★ 規則第10条の3 法第11条の2第5項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1)法第11条の2第5項の規定に基づき複数の営業所を通じて1人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行業者等(旅行業者代理業者にあつては、その代理する旅行業者)の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合
- (2)当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計が1億円を超える場合

(営業所ごとの取引額の報告)＝法第11条の2第5項関連

★★ 規則第10条の4 旅行業者等は、法第11条の2第5項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとするときは、あらかじめ、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

2 旅行業者等は、法第11条の2第5項の規定に基づき複数の営業所を通じて1人の旅行業務取扱管理者を選任した場合には、毎事業年度終了後100日以内に、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

★★ (法第11条の2第6項第(1)号の国土交通省令で定める地域) = 法第11条の2第6項関連  
 規則第10条の5 法第11条の2第6項第(1)号の国土交通省令で定める地域は、拠点区域とする。

★★★ (法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間) = 法第11条の2第7項関連  
 規則第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。

第七号様式 (第十条の四関係)

取引額報告書  
 (旅行業務取扱管理者が複数の営業所を兼務する場合)

年度分 ( 年 月 日から 年 月 日まで)

受 付 印	知事登録 旅行業 第 号 旅行業者代理業
営業所の名称	取引額 (円)
取引額合計	
年 月 日	
知 事 殿	
<p>上記の営業所は、旅行業法第十一条の二第五項に規定する旅行業務取扱管理者が複数の営業所を通じて一人で足りる要件を満たしていることを報告します。          この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	
報告者の氏名又は名称	

(日本産業規格 A列4番)

**ポイント解説** (法第11条の2 関連)

本条は、旅行業務取扱管理者の選任について定めた極めて重要な条文である。

**1. 旅行業務取扱管理者の選任**

旅行業務取扱管理者を営業所に配置(選任)する人数、要件等は以下のとおり。

- (1) 旅行業者又は旅行業者代理業者は、そのすべての営業所に「1人以上の」所定の資格要件を有する旅行業務取扱管理者を選任し、所定の事項についての管理・監督の事務を行わせなければならない。(第1項)「1人以上の」とは、営業所の規模や業務処理の量によって必要な人員数を要するという意味である。
- (2) 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが所定の欠格要件(P.33法第6条第1項第1号から第6号の登録の拒否事由)に該当する場合や、選任したもののすべてが人事異動や退職等により欠けるに至ったときは、新たに管理者を選任するまでの間は、旅行者と新規に契約を締結することができない。(第2項)  
したがって、旅行業務のすべてを行うことができないわけではなく、例えば、既に契約を締結した旅行者について手配をする業務などは行うことができる。
- (3) 旅行業務を取り扱う者が1人である営業所においては、その者が旅行業務取扱管理者でなければならない(第3項)
- (4) 旅行業務取扱管理者は、原則として複数の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任することはできない(第4項)
- (5) ただし、以下の要件をすべて満たす場合は、旅行業務取扱管理者は、第4項の規定にかかわらず、その複数の営業所を通じて1人で足りる(兼任できる)。

- ① 地域限定旅行業者及び当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者であること(規則第10条の3)
- ② 旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所間の距離の合計が40km以下であること(規則第10条の2)
- ③ 当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の合計が1億円以下であること(規則第10条の3)

また、③の取引額の要件を満たしているか確認のため、複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとするときはあらかじめ、選任後は前事業年度終了後100日以内に、当該複数の営業所の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。(規則第10条の4)

**(6) 選任要件と資格(第6項)**

- ① 旅行業務取扱管理者は、欠格要件のいずれにも該当しない者でなければならない。
- ② 旅行業務取扱管理者は、次の区分により適格者を選任しなければならない。

営業所が取り扱う業務の範囲	選任可能な取扱管理者の資格
地域限定旅行のみを取り扱う営業所	総合・国内・地域限定
国内旅行のみを取り扱う営業所	総合・国内
海外旅行を取り扱う営業所	総合

- (7) 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごと(規則第10条の6)に、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、法第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。(第7項)
- (8) 観光庁長官(登録行政庁)は、旅行者等が第7項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置(研修の受講や別の取扱管理者の選任など)をとるべきことを勧告することができる。(第8項)
- (9) 観光庁長官(登録行政庁)は、第8項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(第9項)
- (10) 旅行者等は、第7項に定める研修のほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受けさせること、その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるように努めなければならない。(第10項)

## 2. 旅行業務取扱管理者の職務(規則第10条)

旅行業務取扱管理者は、営業所の取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な次の事項について管理・監督に関する事務を行う。

旅行業務取扱管理者の職務	職務として定められていないもの(例)
(1) 旅行に関する計画の作成に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規登録及び更新登録の申請に関する事項</li> <li>・変更登録の申請及び登録事項の変更の届出に関する事項</li> <li>・営業保証金の供託に関する事項</li> <li>・取引額の報告に関する事項</li> <li>・旅行業務取扱管理者の証明書の提示に関する事項</li> <li>・外務員の証明書携帯等に関する事項</li> <li>・標識の掲示に関する事項</li> <li>・旅行業務に従事する者への研修</li> <li>・個人情報の管理</li> </ul>
(2) 旅行業務の取扱いの料金の掲示に関する事項	
(3) 旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項	
(4) 取引条件の説明に関する事項	
(5) 書面の交付に関する事項	
(6) 旅行の広告に関する事項	
(7) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項	
(8) 旅行に関する苦情の処理に関する事項	
(9) 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項	
(10) 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項として観光庁長官が定める事項	

※(10)は、関越自動車道での高速ツアーバス事故を受け、追加された職務で、観光庁長官が定める事項の内容は次のとおり。

1. 旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取組みについて把握し、必要な場合には改善又は是正を求めること。
2. 旅行の安全に関する各種法令・通達や安全性向上に資する取組み等について、貸切バス事業者との間で必要に応じて情報共有等を図ること。

3. 本条からの出題傾向：旅行業務取扱管理者の「選任要件」と「職務」に関する問題の2問出題されることが多い。したがってポイント解説1. の選任要件10項目と2. の職務の10項目を正確に覚えて正誤判断ができるようにすること。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.72～73「問題8-1(1)～(10)」、「問題8-2」

**(旅行業務取扱管理者試験)**

**第11条の3** 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。

- 2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱管理者試験の3種類とする。
- 3 観光庁長官は、第41条第2項に規定する旅行業協会が第1項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。
- 4 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があったときは、観光庁長官は、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**《法第11条の3に関する施行規則その他の命令》****●施行規則**

**(旅行業務取扱管理者試験)** = 法第11条の3 関連

**規則第11条** 観光庁長官は、旅行業務取扱管理者試験(以下「試験」という。)の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。

**規則第12条** 総合旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

- (1)法及びこれに基づく命令についての知識
- (2)旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識
- (3)国内旅行実務
  - イ 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識
  - ロ その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力
- (4)海外旅行実務
  - イ 本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識
  - ロ 旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令に関する知識
  - ハ 本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力
  - ニ 主要国の観光に関する知識
  - ホ 本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学に関する能力
  - ヘ その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力
- 2 国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第(1)号から第(3)号までに掲げる科目とする。
- 3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第1項第(1)号から第(3)号までに掲げる科目(観光庁長官が告示で定めるものを除く。)とする。

(受験手続) = 法第11条の3関連

**規則第13条** 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。

2 法第11条の3第3項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、前項の受験願書に、当該試験の一部の免除を受けることができる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等) = 法第11条の3関連

**規則第14条** 観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第八号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

2 試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3 前項の申請書には、試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

4 観光庁長官は、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。

#### **規則第15条～第19条 削除**

(試験の一部免除) = 法第11条の3第3項関連

**規則第20条** 法第11条の3第3項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

- (1) 国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識並びに国内旅行実務
- (2) 地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識
- (3) 総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務
- (4) 総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務
- (5) 国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務
- (6) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

**(旅行業務取扱管理者の証明書の提示)**

★★★

**第12条の5の2** 旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があったときは、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

《法第12条の5の2に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(旅行業務取扱管理者の証明書の様式) = 法第12条の5の2項関連

規則第27条の7 法第12条の5の2の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。

← 2.4センチメートル →		
(写 真)	氏 名	( 年 月 日生)
( 年 月撮影)	所属営業所	総合旅行業務取扱管理者 上記の営業所に所属する国内旅行業務取扱管理者で 地域限定旅行業務取扱管理者 あることを証する。
(発行日) 年 月 日		
旅行者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名		

ポイント解説 (法第12条の5の2関連)

旅行業務取扱管理者の証明書提示義務について定めた条文である。

1. 旅行業務取扱管理者の証明書の提示

旅行業務取扱管理者は、「旅行業務取扱管理者証」を、旅行者から請求があったときに提示しなければならない。この証明書は、旅行業者等の代表者(旅行業者代理業者の場合は当該旅行業者代理業者の代表者)が発行する。(規則第27条の7の第十号様式参照。)

補足 「証明書」を提示しなければならないという定めがあるものとして、他に「外務員の証明書」がある。

外務員の証明書は、当該外務員が営業所以外の場所で旅行者と取引をする場合には、旅行者から請求がなくても提示しなければならない(法第12条の6)。

2. 本条からの出題傾向：外務員の証明書携帯等(P.92)との相違点について正誤問題が出題される。

3. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.72「問題8-1(11)・(12)」

【問題8】旅行業務取扱管理者に関する次の各問に答えなさい。

1. 旅行業務取扱管理者の選任及び証明書に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行業に従事した経験が1年未満の者を、旅行業務取扱管理者として選任することはできない。
  - (2)旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において一切の旅行業務を行ってはならない。
  - (3)旅行者等は、営業所において旅行業務を取り扱う者が1人である場合には、当該営業所については旅行業務取扱管理者を選任しなくてもよい。
  - (4)第2種旅行者は、その営業所において旅行業務取扱管理者を複数選任している場合にあっては、そのうちの1人については、他の営業所の旅行業務取扱管理者として兼任させることができる。
  - (5)地域限定旅行者であって、近接した複数の営業所において旅行業務取扱管理者を選任する場合、当該複数の営業所間の距離の合計が40キロメートル以下で、当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が1億円以下の場合には、当該複数の営業所を通じて1名の旅行業務取扱管理者を選任することで足りる。
  - (6)旅行者等は、3年前に公職選挙法に違反して、罰金刑に処せられた者を旅行業務取扱管理者に選任することができない。
  - (7)第1種旅行者は、そのすべての営業所に総合旅行業務取扱管理者を選任しておくことが義務付けられている。
  - (8)地域限定旅行者の営業所において、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者で、法第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないものを旅行業務取扱管理者として選任している場合、海外のホテルの手配を取り扱うことができる。
  - (9)旅行者等は、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
  - (10)旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受けさせるよう努めなければならない。
  - (11)旅行業務取扱管理者は、旅行者からの請求がなければ、旅行業務取扱管理者証を提示しなくてよい。
  - (12)旅行者代理業者によって選任された旅行業務取扱管理者の証明書は、当該旅行者代理業者の所属旅行者の代表者が発行する。

2. 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。
- (1) 標識の掲示に関する事項
  - (2) 旅行に関する苦情の処理に関する事項
  - (3) 旅行業約款の掲示又は備え置きに関する事項
  - (4) 個人情報の管理に関する事項
  - (5) 旅行業務の取扱いの料金の掲示に関する事項
  - (6) 取引条件の説明に関する事項
  - (7) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
  - (8) 旅行に関する計画の作成に関する事項
  - (9) 外務員の証明書携帯等に関する事項
  - (10) 登録の申請及び登録事項の変更の届出に関する事項
  - (11) 営業保証金の供託に関する事項
  - (12) 契約書面の交付に関する事項
  - (13) 企画旅行の広告及び誇大広告の禁止に関する事項
  - (14) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示に関する事項
  - (15) 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
  - (16) 取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

## ○料金の揭示・旅行業約款

### —第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

#### (料金の揭示)

- ★★★ **第12条** 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金(企画旅行に係るものを除く。)を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 前項の料金は、国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。
- 3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第1項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

#### 《法第12条に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則

(提示料金の制定基準) = 法第12条第2項関連

- ★★★ **規則第21条** 法第12条第2項の国土交通省令で定める基準は、旅行業務の取扱いの料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確であることとする。

#### ポイント解説 (法第12条関連)

本条は、旅行業者が旅行者から收受する旅行業務取扱料金について定めている。

#### 1. 旅行業務の取扱いの料金

- (1)「旅行業務の取扱いの料金」とは、旅行業者の行う旅行業務に対する旅行者から收受する対価のことであり、手配を行った場合の「手配手数料」「変更手続料金」「取消手続料金」「添乗サービス料」(以上はいずれも手配旅行契約に適用)、「旅行相談料金」、旅券や査証取得のための「渡航手続代行料金」等をいう。
- (2)企画旅行の場合は、「旅行代金」や「取消料」の中に「旅行業務の取扱いの料金」相当額が含まれている。したがって、旅行業者は、「旅行代金」や「取消料」とは別に「旅行業務の取扱いの料金」を收受することはできない。
- (3)「旅行業務の取扱いの料金」は、契約の種類及び内容に応じて、定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。(規則第21条)

#### 2. 料金の揭示

- (1)旅行業者は、「旅行業務の取扱いの料金」を事業の開始前に定めて、営業所内において旅行者に見やすいように掲示しなければならない(第1項)。これは、旅行者とのトラブル防止のためである。また、事業の開始前に定めた上で掲示する義務だけ定められており、登録行政庁への届出義務はない。変更した場合も、同様に届出義務はない。
- しかし、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害すると認められるときは、登録行政庁は、その変更を命ずることができる。(P.125法第18条の3第1項第2号)
- (2)旅行業者代理業者は、所属旅行業者が定めた「旅行業務の取扱いの料金」を営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。また、旅行業者代理業者は、独自の旅行業務の取扱いの料金を定めてはならない。(第3項)

3. 本条からの出題傾向：ポイント解説の太字箇所についての正誤問題がほとんどである。また、料金の届出義務はないが、誤っている選択肢として、「登録行政庁に届け出なければならない。」という文がしばしば出題されるので要注意。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.79「問題9」

**(旅行業約款)**

★★★

**第12条の2** 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によってしなければならない。

(1)旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2)少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事項が明確に(企画旅行を実施する旅行業者にあっては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められているものであること。

3 旅行業者等は、旅行業約款(旅行業者代理業者にあっては所属旅行業者の旅行業約款、第14条の2第1項又は第2項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあっては当該他の旅行業者の旅行業約款)をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

**(標準旅行業約款)**

★★★

**第12条の3** 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

**《法第12条の2に関する施行規則その他の命令》**

●施行規則

(旅行業約款の認可申請)＝法第12条の2関連

**規則第22条** 法第12条の2第1項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定(変更)認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

(1)氏名又は商号若しくは名称及び住所

(2)登録番号及び登録年月日

(3)設定し、又は変更しようとする旅行業約款(変更しようとする場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)

(4)実施予定期日

(5)変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(旅行業約款の記載事項)＝法第12条の2関連

★★★

**規則第23条** 旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の収受に関する事項
- (2) 法第12条の5の規定により運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供について旅行者に対して交付する書面の種類及びその表示する権利の内容
- (3) 契約の変更及び解除に関する事項
- (4) 責任及び免責に関する事項
- (5) 旅行中の損害の補償に関する事項
- (6) 保証社員である旅行者にあっては、法第55条各号に掲げる事項
- (7) 保証社員でない旅行者にあっては、営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができること。
- (8) その他旅行業約款の内容として必要な事項

**規則第24条～第27条、第27条の2、第27条の3＝削除**

●旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則(国土交通省令・内閣府令)

平成21(2009)年9月の消費者庁設置に伴い、旅行業法施行規則第24条～第27条、第27条の2、第27条の3が削除され、新たに内閣府(消費者庁)と国土交通省(観光庁)の共同省令として、「旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則」全14条が施行された。テキストでは本規則を「契約規則」と表記する。

**契約規則第1条** この命令において使用する用語は、旅行業法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(軽微な変更)＝法第12条の2第1項関連

★★★

**契約規則第2条** 法第12条の2第1項の国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更は、次のとおりとする

- (1) 保証社員である旅行者の旅行業約款にあっては、次に掲げる事項の変更
  - イ その所属する旅行業協会の名称又は所在地
  - ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額
- (2) 保証社員でない旅行者の旅行業約款にあっては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更
- (3) 保証社員でない旅行者が保証社員となった場合における旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第23条第(7)号に掲げる事項を同条第(6)号に掲げる事項に改める変更
- (4) 保証社員である旅行者が保証社員でなくなった場合における旅行業法施行規則(第23条第(6)号)に掲げる事項を同条第(7)号に掲げる事項に改める変更

**ポイント解説** (法第12条の2・第12条の3関連)

- 法第12条の2は、旅行業約款の「制定及び認可を受ける義務」及び「揭示又は備え置き義務」を定めた条文である。
- 法第12条の3は、認可を受ける約款に代えて、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した「標準旅行業約款」を旅行者が使用する場合は、認可を受けなくても、そのまま使用することができる旨を定めた条文である。

## 1. 旅行業約款の認可・変更(法第12条の2)

(1) 旅行者は、旅行業約款を定めて、登録行政庁の認可を受けなければならない。(第1項)

(2) 旅行業約款の認可基準(第2項)

① 旅行者の正当な利益を害するおそれがないこと。

② 旅行業務の取扱いの料金、旅行者との金銭收受及び払戻しに関する事項、旅行者の責任に関する事項が明確に(企画旅行を実施する会社にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められていること。

(3) 旅行業約款の記載事項(規則第23条)

旅行業約款には、次の8つの事項を記載しなければならない。

- ① 旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受に関する事項
- ② 法第12条の5の規定により運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供について旅行者に対して交付する書面の種類及びその表示する権利の内容
- ③ 契約の変更及び解除に関する事項
- ④ 責任及び免責に関する事項
- ⑤ 旅行中の損害の補償に関する事項
- ⑥ 保証社員である旅行者にあつては、法第55条各号(P.166)に掲げる事項
- ⑦ 保証社員でない旅行者にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができること
- ⑧ その他旅行業約款の内容として必要な事項

(4) 軽微な変更(契約規則第2条)

旅行者は、認可を受けた約款を変更しようとするときも、登録行政庁の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更該当する場合は認可を受ける必要はない。

軽微な変更とは、

① 保証社員(P.157～158 法第48条、P.160法第49条参照。)である旅行者の旅行業約款にあつては、次に掲げる事項の変更をいう。

- イ その所属する旅行業協会の名称及び所在地
- ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額

② 保証社員でない旅行者の旅行業約款にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更

③④(省略。契約規則第2条参照。)

(5) 旅行者は、旅行業約款を、その営業所において、旅行者に見やすいように揭示するか、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。揭示するか、備え置くかはどちらでもよい。(第3項)

## 2. 旅行者代理業者が使用する旅行業約款(法第12条の2第3項)

旅行業約款を定めて認可を受けなければならないのは、旅行者のみであり、旅行者代理業者は、所属旅行者の約款を使用し、その営業所において、旅行者に見やすいように掲示するか、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

## 3. 受託販売する企画旅行会社の旅行業約款(法第12条の2第3項)

他の旅行者が実施する企画旅行を受託販売する受託旅行者又は受託旅行者代理業者にあつては、当該企画旅行の実施旅行者(委託旅行者)の旅行業約款を、その営業所において、旅行者に見やすいように掲示するか、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

※受託販売については、P.117 法第14条の2の条文とポイント解説を参照。

## 4. 標準旅行業約款(法第12条の3)

旅行者が観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款をそのまま使用する場合、又は現に認可を受けて使用している約款を標準旅行業約款と同一のものに変更する場合は、その約款については、登録行政庁の認可を受けたものとみなされ、認可や届出をすることなく使用することができる。

なお、旅行者が、標準旅行業約款より旅行者に有利な約款を定めた場合でも、旅行者にとって有利であるか否かの判断を含めて、登録行政庁の認可を受けなければならない。

## 5. 本条からの出題傾向：約款に記載しなければならない事項と記載しなくてもよい事項とを確実に識別することができるようにすること。旅行業約款に記載しなければならない事項に定められていないにもかかわらず、「記載しなければならないもの」として出題された項目の例として、「代表者の氏名」、「個人情報の保護に関する事項」などがある。

## 6. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.79「問題10」、P.122「問題19-5」

## 理解度チェック

## 料金の揭示・旅行業約款

(解答は、P.187)

**【問題9】**旅行業務の取扱いの料金に関する次の各問に答えなさい。

1. 旅行業務の取扱いの料金に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金(企画旅行に係るものを除く。)を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。
  - (2)旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金をその営業所において旅行者に見やすいように揭示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
  - (3)旅行業者代理業者は、所属旅行業者が定めた旅行業務の取扱いの料金を使用する。
  - (4)旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。
2. 次のうち、旅行業者が事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を定めなければならないものに○印を、定めなくてもよいものに×印をつけなさい。
  - (1)企画旅行契約(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)
  - (2)企画旅行契約(旅行者からの依頼により計画を作成して実施するものに限る。)
  - (3)手配旅行契約
  - (4)旅行に関する相談に応ずる契約
  - (5)手配旅行契約に付随して、渡航先国の査証取得に関する手続を代行する契約

**【問題10】**旅行業約款に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。
2. 旅行業者が、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款よりも旅行者にとって有利な内容の旅行業約款を定めた場合、その約款については登録行政庁の認可を受けることを要しない。
3. 受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者は、委託旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように揭示し、又は旅行者が閲覧できるように備え置かなければならない。
4. 旅行業者が現に認可を受けている旅行業約款について、契約の解除に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
5. 旅行業協会の保証社員である旅行業者は、その約款に并済業務保証金からの并済限度額を記載しなければならないが、その額が変更となったときは、旅行業約款の変更について登録行政庁の認可を受けなければならない。
6. 保証社員である旅行業者の旅行業約款にあって、その所属する旅行業協会の名称に変更があったときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
7. 旅行中の損害の補償に関する事項は、旅行業約款の記載事項として定められている。

## ○取引条件の説明・書面の交付

### —第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

#### (取引条件の説明)

★★★

**第12条の4** 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名、通訳案内士(昭和24年法律第210号)第2条第1項に規定する全国通訳案内士(以下単に「全国通訳案内士」という。)又は同条第2項に規定する地域通訳案内士(以下単に「地域通訳案内士」という。)の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

#### (書面の交付)

★★★

**第12条の5** 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名、全国通訳案内士若しくは地域通訳案内士の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令・内閣府令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であって国土交通省令・内閣府令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・内閣府令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

3 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

4 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であって国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

## 《法第12条の4及び法第12条の5に関する施行規則その他の命令》

## ●契約規則(国土交通省令・内閣府令)

(取引条件の説明) = 法第12条の4第1項関連

★★★

**契約規則第3条** 法第12条の4第1項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 企画旅行を実施する旅行業者(以下「企画者」という。)の氏名又は名称
  - ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨
  - ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程
  - ニ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法
  - ホ 旅行者がニに掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容
  - ヘ ホに掲げる旅行に関するサービスに企画旅行の実施のために提供される届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下この条において同じ。)における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約(同法第12条に規定する宿泊サービス提供契約をいう。次号において同じ。)を締結する住宅宿泊事業者(同法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。次号において同じ。)の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅
  - ト ニに掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの
  - チ 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
  - リ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
  - ヌ 契約の変更及び解除に関する事項
  - ル 責任及び免責に関する事項
  - ヲ 旅行中の損害の補償に関する事項
  - ワ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格
  - カ ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報
  - ヨ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報
  - タ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無
- (2) 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称
  - ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨
  - ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項
  - ニ 旅行業務として住宅宿泊事業法第2条第8項第1号に掲げる行為を取り扱う場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅
  - ホ 前号ハからホまで、ト、リからワまで及びヨに掲げる事項
- (3) 法第2条第1項第(9)号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第(1)号ニ及びホに掲げる事項

(書面の交付を要しない場合)＝法第12条の4第2項関連

★★★

**契約規則第4条** 法第12条の4第2項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、旅行者等が対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

(書面の記載事項)＝法第12条の4第2項関連

★★★

**契約規則第5条** 法第12条の4第2項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

(1)企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)
- ニ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨
- ホ 第3条第(1)号ハからタまでに掲げる事項

(2)企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ハ 第3条第(1)号ハからホまでト、リからワまで及びヨ、同条第(2)号ハ及びニ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

(3)法第2条第1項第(9)号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第3条第(1)号ニ及びホに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)＝法第12条の4第3項関連

**契約規則第6条** 法第12条の4第3項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)電子情報処理組織(旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条の5第2項において同じ。)を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

- イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下「記載事項」という。)を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

(2)電磁的記録に係る記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- (1) 前項第(1)号イ又はロに掲げる方法にあっては、旅行者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- (2) 前項第(1)号ハに掲げる方法にあっては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して2年を経過した日(同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日)を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

**契約規則第7条** 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号。以下「令」という。)第1条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第1項に掲げる方法のうち旅行業者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第1条第1項の承諾又は同条第2項の申出(以下「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- (2) 前条第1項第(2)号に掲げる方法

(書面の交付を要しない場合) = 法第12条の5第1項関連

★★★ **契約規則第8条** 法第12条の5第1項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、法第2条第1項第(9)号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

(書面の記載事項) = 法第12条の5第1項関連

★★★ **契約規則第9条** 法第12条の5第1項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 第3条第(1)号ハからチまで及びヌからタまで並びに第5条第(1)号イ、ハ及びニに掲げる事項
- ハ 契約締結の年月日
- ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法
- (2) 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 契約を締結した旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結した場合にあっては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ハ 第3条第(1)号ハからホまで、ト、ヌからワまで及びヨ、同条第(2)号ハ及びニ、第5条第(1)号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)＝法第12条の5第2項関連

**契約規則第10条** 法第12条の5第2項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、第6条第1項に掲げる方法とする。

2 第6条第2項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

**契約規則第11条** 第7条第1項の規定は令第2条第1項において準用する令第1条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第7条第2項の規定は令第2条第1項において準用する令第1条の承諾等について、それぞれ準用する。

### ●旅行業法施行令＝政令

(情報通信の技術を利用する方法)

★ **旅行業法施行令第1条** 旅行者等は、旅行業法(以下「法」という。)第12条の4第3項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た旅行者等は、旅行者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該旅行者に対し、法第12条の4第3項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該旅行者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

### ●施行規則

(書面の記載事項)＝法第12条の5第3項関連

★★★ **規則第27条の4** 法第12条の5第3項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号)
- (2) 契約を締結する旅行者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- (3) 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- (4) 旅行者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項
- (5) 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- (6) 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名
- (7) 契約締結の年月日

(情報通信の技術を利用する方法)＝法第12条の5第4項関連

**規則第27条の5** 法第12条の5第4項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織(旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項において同じ。)を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務

に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専ら当該旅行業務に関し取引をする者の用に供するものに限る。次条第(2)号において「顧客ファイル」という。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供する方法

(2)電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。第37条の5第1項第2号において同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

(1)前項第(1)号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行業務に関し取引をする者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

(2)前項第(1)号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して2年を経過した日(同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があったときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日)を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

**規則第27条の6** 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号。以下「令」という。)第2条第2項において準用する令第1条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第1項に掲げる方法のうち旅行業者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第2条第2項において準用する令第1条第1項の承諾又は同条第2項の申出(以下「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1)電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

(2)前条第1項第(2)号に掲げる方法

**ポイント解説** (法第12条の4・法第12条の5関連)

- 法第12条の4は、旅行業者等の旅行者に対する「取引条件の説明義務(契約締結前)」について定めたものである。
- 法第12条の5は、旅行業者等と旅行者間に、旅行業務に関する取引が成立したとき(契約締結後)に、その契約によって旅行者が提供を受けることができる旅行サービスの内容等を記載した書面(契約書面)、又は、そのサービスの提供を受ける権利を表示した書面の交付義務を定めたものである。

**1. 取引条件の説明(法第12条の4)**

- (1) 旅行商品は、車や電気製品のような形のある商品と異なり、運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスの集合体で形のない商品であることから、**事前(契約締結前)にその契約内容について旅行業者等が旅行者に十分に説明することにより**、両者の間に認識の差が可能な限り生じないようにするため、**説明義務を課している**。(第1項)  
取引条件の説明事項については、契約規則第3条(取引条件の説明)に定められている。
- (2) 取引条件の説明をするときは、**取引条件の説明事項が記載された書面(旅行パンフレット等はこれに該当する。以下、「取引条件説明書面」という。)**を交付しなければならない。(第2項)  
取引条件説明書面に記載しなければならない事項は、契約規則第5条(書面の記載事項)に定められている。ただし、**旅行業者等が対価と引換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(例：航空券・乗車船券・宿泊券等)を交付する場合には、取引条件説明書面を交付する必要はない**。(契約規則第4条)
- (3) **取引条件説明書面を交付する代わりに、旅行者の承諾を得て、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって契約規則第6条第1項に定めるものにより提供することができる**。(第3項)

**2. 書面の交付(法第12条の5)**

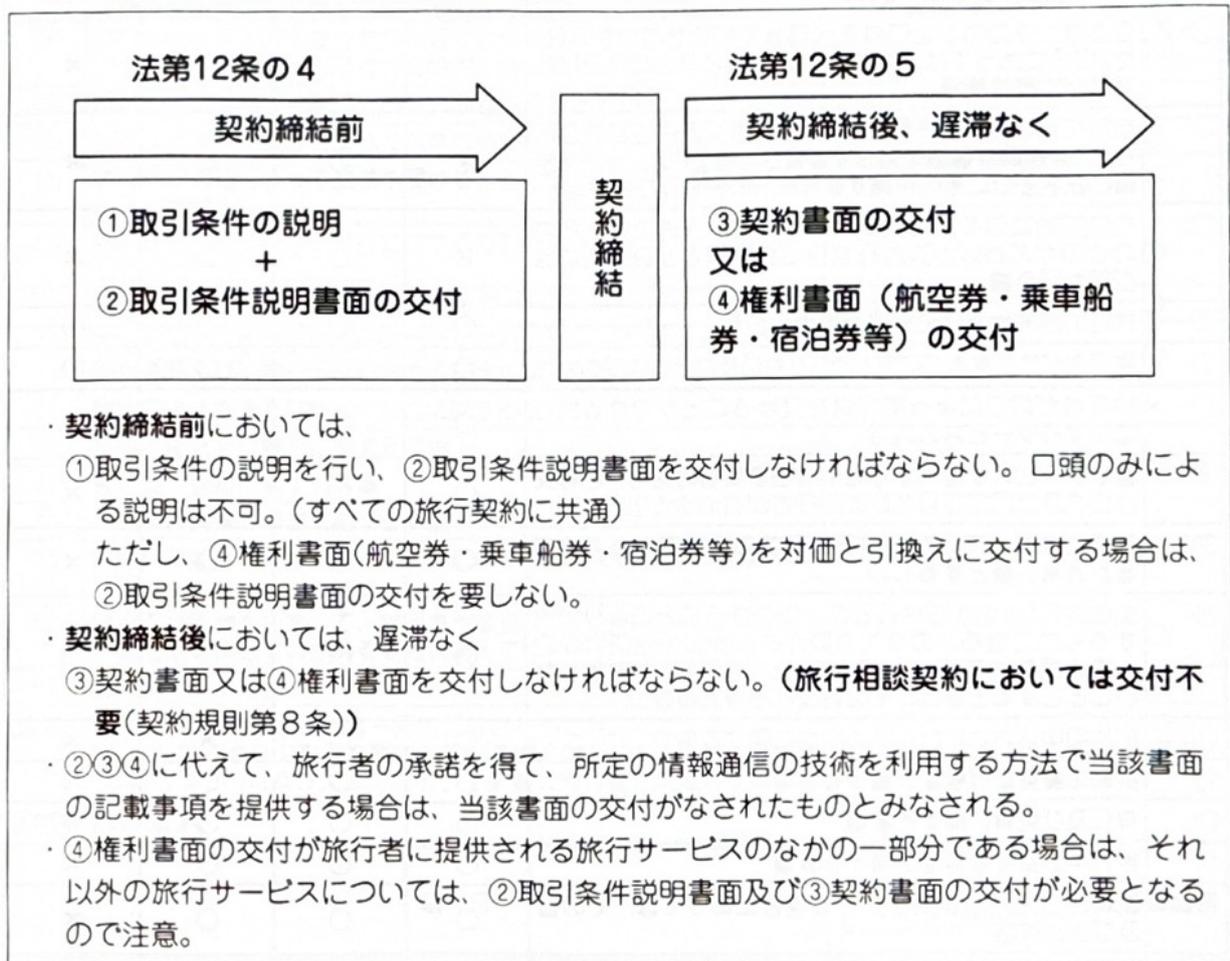
**(1) 旅行者に対する書面の交付**

- ① 旅行業者等は、**旅行契約(旅行相談契約を除く)の締結後に遅滞なく、旅行者に対し、①その契約によって旅行者が提供を受けることができる旅行サービスの内容等を記載した書面(以下、「契約書面」という。)**又は②**旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(航空券、乗車船券、宿泊券等)を交付しなければならない**。(第1項)  
契約書面に記載しなければならない事項は、契約規則第9条(書面の記載事項)に定められている。
  - ② **取引条件説明書面の記載内容に従った契約がなされたときは、その記載事項については、契約書面が交付されたものとして取り扱う**。また、契約書面は、数種の書面(パンフレット、旅行条件書、領収書、最終日程表等)により、記載事項が満たされていればよい。
  - ③ **情報通信の技術を利用する場合は、取引条件説明書面の規定が準用される**。(第2項)
- (2) 旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く)に対する書面の交付**  
旅行業者等は、**旅行業務に関し取引をする者(=旅行サービス提供機関等)と旅行業務に関し契約を締結したときは、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容等記載した書面を交付しなければならない**。(第3項)  
書面の記載事項は、規則第27条の4(書面の記載事項)を参照。また、旅行業務に関し取引をする者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法で提供することができる。(規則第27条の5)

**補足** 情報通信の技術を利用する方法

- ①ファクシミリや電子メールなどを利用して、旅行業者等が旅行者のパソコン等のメールボックスに送信する方法。
- ②旅行業者等のホームページ上の取引条件説明書面を旅行者に閲覧させ、これを旅行者のパソコン等にダウンロードして保存させる方法。
- ③旅行業者等のコンピューターに旅行者専用のファイル(webページ)を作成し、旅行者に携帯電話等の端末からそれを閲覧させる方法。
- ④旅行業者が電磁的記録媒体をもって調整するファイルに記載事項を記録し、旅行者に交付する方法。

## 《「取引条件の説明」から「(契約)書面の交付」への業務の流れ(対旅行者)》



3. 本条からの出題傾向：法第12条の4(取引条件の説明)、法第12条の5(書面の交付)及び関連の契約規則から、「契約締結前に説明すべき事項」、「説明時に交付しなければならない書面に記載すべき事項」及び「契約締結後に交付すべき書面に記載すべき事項」であるか否かを問う問題が毎年2～3問が出題される。これらを正確に判断することができるよう記憶する必要がある。

4. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.90～91「問題11」及び「問題12」

参考〈取引条件説明事項、書面に記載すべき事項、契約書面記載事項 一覧〉(対旅行者)

1 企画旅行契約

項目	契約締結前		契約の締結後	参考法 第12条の7
	説明事項 (契約規則 第3条)	書面の記載 事項 (契約規則 第5条)	書面の記載 事項 (契約規則 第9条)	広告の表示 事項 (契約規則 第13条)
①-1 企画旅行を実施する旅行者(以下「企画者」という。)の氏名又は名称	○	○	○	○
①-2 企画者の住所及び登録番号	×	○	○	○
②-1 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、その旨	○	○	○	×
②-2 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	×	○	○	×
③ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)	×	○	○	×
④ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨	×	○	○	×
⑤ 旅行の目的地及び出発日その他の日程	○	○	○	○
⑥ 旅行者が行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	○	○
⑦ 旅行者が対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○	○
⑧ 宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅	○	○	○	×
⑨ 対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が必要とするもの	○	○	○	×
⑩ 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数	○	○	○	○
⑪ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	×	×
⑫ 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○	×
⑬ 責任及び免責に関する事項	○	○	○	×
⑭ 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○	×
⑮ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格	○	○	○	×
⑯ 旅行者が対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスに、専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報	○	○	○	○
⑰ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	○	○	○	×
⑱ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無(注)	○	○	○	×
⑲ 契約締結年月日	×	×	○	×
⑳ 旅程管理業務を行う者が同行する場合は、旅行地における企画者との連携	×	×	○	×
参考 旅程管理業務を行う者の同行の有無	×	×	×	○
参考 取引条件の説明を行う事項を表示する	×	×	×	○

②企画旅行契約以外の契約(旅行相談契約を除く) = 手配旅行契約・渡航手続代行契約

項目	契約締結前		契約締結後
	説明事項	書面の記載事項	書面の記載事項
①-1 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称	○	○	○
①-2 契約を締結する旅行業者の住所及び登録番号	×	○	○
②-1 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、その旨	○	○	○
②-2 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	×	○	○
③ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合には、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)	×	○	○
④ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨	×	○	○
⑤ 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項	○	○	○
⑥ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	○
⑦ 旅行者が対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○
⑧ 対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの	○	○	○
⑨ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項	○	○	○
⑩ 宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅	○	○	○
⑪ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	×
⑫ 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○
⑬ 責任及び免責に関する事項	○	○	○
⑭ 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○
⑮ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格(注)	○	○	○
⑯ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	○	○	○
⑰ 契約締結の年月日	×	×	○

(注)⑮は企画旅行(募集型)以外は一見関係なさそうに見えるが、ここでいう参加資格は、海外旅行における渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券の一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要な残存有効期間等を説明又は記載せよという意味である。

③旅行相談契約

項目	契約締結前		契約締結後
	説明事項	書面の記載事項	
① 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	書面の交付不要
② 旅行者が対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	

ポイント解説

- 上記一覧表から、説明すべき事項、書面に記載すべき事項を正確に判断することができるように学習すること。特に×印がついているものについては、なぜ×なのかを考えながら記憶すると覚えやすい。その例示をいくつか以下に記す。
  - ①の「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」には、「企画旅行契約」「企画旅行契約以外」のどちらにも、「契約締結後に交付すべき事項」欄に×印がついている。その理由は、契約締結後には必要ないからである。
  - 「企画旅行契約」の⑯、「企画旅行契約以外の契約」の⑰の「契約締結の年月日」には、「説明事項」「契約締結前の説明時に交付すべき書面に記載すべき事項」欄に×印がついている。これは、契約を締結してはじめて「契約締結年月日」を記載することができることを考えれば、×がついている理由は必ずから明らかである。
  - 「企画旅行契約」だけにある事項⑪⑩⑬⑭
  - 「企画旅行契約以外の契約」だけにある事項②⑨

(解答は、P.188)

【問題11】取引条件の説明に関する次の各問に答えなさい。

1. 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときの取引条件の説明及び取引条件の説明をするときに交付する書面に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行業者等は、手配旅行契約を締結しようとする場合にあっては、対価と引き換えに乗車券類、宿泊券、その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付すれば、その取引の条件について旅行者に説明する必要はない。
  - (2)旅行業者等は、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法により提供するときは、あらかじめ旅行者の承諾を得ることを要しない。
  - (3)旅行業者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとするときは、旅行者に取引条件の説明を行うが、取引条件の説明書面の交付は要しない。
  - (4)旅行業者等は、手配旅行契約に付随して関係国の査証を取得する手続の代行サービスを提供する行為に係る旅行業務について契約を締結しようとするときは、旅行者に対し、旅行業務の取扱いの料金に関する事項について説明しなければならない。
  - (5)旅行業者代理業者は、旅行者と企画旅行契約を締結しようとするときは、その取引の条件について説明することを要しない。
2. 次の記述のうち、企画旅行契約を締結しようとする場合の取引条件の説明事項として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行業務の取扱いの料金に関する事項
  - (2)旅行中の損害の補償に関する事項
  - (3)契約の変更及び解除に関する事項
  - (4)旅行業登録の有効期間の満了の日
  - (5)旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受方法
  - (6)企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨
  - (7)旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法
  - (8)当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨
  - (9)旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報
  - (10)旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスに、企画旅行の実施のために提供される届出住宅における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅

3. 次の記述のうち、企画旅行契約を締結しようとする場合に、旅行者に交付する取引条件の説明書面の記載事項として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。
- (1) 契約締結年月日
  - (2) 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
  - (3) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
  - (4) 責任及び免責に関する事項
  - (5) 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格
  - (6) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの
  - (7) 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨
  - (8) 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報
  - (9) 外国人を対象として実施する企画旅行においては、全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無

**【問題12】**法第12条の5(書面の交付)に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者等は、対価と引換えに国内航空券のみを旅行者に販売する場合であっても、航空券とは別に(法第12条の5に定められている)所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。
2. 旅行に関する相談に応ずる旅行業務について旅行者と契約を締結したときは、法第12条の5に定める所定の事項を記載した書面の交付を必要としない。
3. 企画旅行契約を締結したときに交付する書面においては、旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法を記載しなければならない。
4. 企画旅行契約を締結したときに交付する書面においては、契約を締結した旅行者の氏名を記載しなければならない。
5. 手配旅行契約を締結したときに交付する書面においては、旅行業務の取扱いの料金に関する事項を記載しなければならない。
6. 法第12条の5(書面の交付)に規定する書面には、契約締結の年月日を記載しなければならない。
7. 法第12条の5(書面の交付)に規定する書面には、契約の申込方法及び契約の成立に関する事項を記載しなければならない。
8. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。)と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

## ○外務員の証明書携帯等

### －第1節(旅行業及び旅行業者代理業)－

#### (外務員の証明書携帯等)

★★★

**第12条の6** 旅行業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者等のために旅行業務について取引を行う者(以下「外務員」という。)に、国土交通省令で定める様式による証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

2 外務員は、その業務を行なうときは、前項の証明書を提示しなければならない。

3 外務員は、その所属する旅行業者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、旅行者が悪意であったときは、この限りでない。

#### 《法第12条の6に関する施行規則その他の命令》

##### ●施行規則

(外務員の証明書の様式)＝法第12条の6第1項関連

★★★

**規則第28条** 法第12条の6第1項の国土交通省令で定める様式は、第十一号様式とする。

← 24センチメートル →	
(写 真)	外 務 員 証
( 年 月 撮影)	氏 名 ( 年 月 日生)
	所属営業所
	上記の営業所に所属する外務員であることを証する。
	(発行日) 年 月 日
	旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
	主たる営業所の所在地
	代 表 者 氏 名

**ポイント解説** (法第12条の6関連)

本条は、外務員の定義、外務員の証明書の携帯及び提示義務並びに外務員の旅行業者等を代理する権限について定めた旅行者保護の規定である。

**1. 外務員の定義(第1項)**

「外務員」とは、雇用形態や勧誘員、販売員、外交員等の名称を問わず、旅行業者等の役員及び使用人のうち、「営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う者」をいう。

**2. 外務員の証明書**

(1)「外務員の証明書」は、規則第28条に定められた様式により、外務員が所属する旅行業者又は旅行業者代理業者の代表者が発行し、外務員に携帯させなければならない。携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。その者が役員であっても例外はない。(第1項)

(2)外務員は、営業所以外の場所で、旅行業務について取引を行うときは、「外務員の証明書」を携帯し、旅行者から請求がなくても提示しなければならない。(第2項)

**3. 外務員の権限**

外務員は、営業所以外の場所における旅行取引に関し、一切の裁判外の行為(※)を行う権限を当該外務員の所属旅行業者等から与えられているものとみなされる。ただし、旅行者が、当該外務員が権限をその旅行業者等から与えられていないことを知っていた(悪意)にもかかわらず、その代理権の及ばない範囲の契約を締結したときは、当該旅行業者等は、その契約を無効とすることができる。(第3項)

※「一切の裁判外の行為」とは、「法廷以外の場所で行う一切の行為」を意味する。

**4. 本条からの出題傾向**：本条に関する問題は、ポイント解説の太字箇所についての正誤問題が出題される。したがって、正確に正誤判断ができるよう準備を要する。

**5. 本条に関する理解度チェックの問題番号**：P.94「問題13」

(解答は、P.188)

**【問題13】**外務員に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行者等は、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行者のために旅行業務について取引を行う者に、外務員の証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。
2. 旅行者代理業者の外務員の証明書は、当該旅行者代理業者の代表者が発行しなければならない。
3. 外務員は、旅行業務について取引を行うときは、旅行者から請求があったときに限り、外務員の証明書を提示しなければならない。
4. 旅行業務取扱管理者は、旅行業務取扱管理者証をもって外務員証に代えることができる。
5. 外務員は、旅行者の善意、悪意にかかわらず、その所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。

○**広告・標識の掲示**

－**第1節(旅行業及び旅行業者代理業)**－

(企画旅行の広告)

★★★ **第12条の7** 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、第12条の10の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。

(誇大広告の禁止)

★★★ **第12条の8** 旅行業者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

《法第12条の7及び法第12条の8に関する施行規則その他の命令》

●**施行規則**

規則第29条～規則第30条 削除

●**契約規則(国土交通省令・内閣府令)**

(広告の表示方法)

★★★ **契約規則第12条** 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
- (2) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

★★★ **契約規則第13条** 法第12条の7の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- (2) 旅行の目的地及び日程に関する事項
- (3) 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- (4) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- (5) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- (6) 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- (7) 第(3)号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望

ましい輸送の安全に関する情報

- (8)法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨(第3条第(1)号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。)

**(誇大表示をしてはならない事項)**

★★★

**契約規則第14条** 法12条の8の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1)旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- (2)旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- (3)感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- (4)旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- (5)旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- (6)旅行中の旅行者の負担に関する事項
- (7)旅行者に対する損害の補償に関する事項
- (8)旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

**ポイント解説** (法第12条の7・法第12条の8関連)

・法第12条の7は、募集型企画旅行の広告を行う際の表示方法(契約規則第12条)と表示すべき事項(契約規則第13条)を定めている。

・法第12条の8は、旅行業務全般に対する広告について誇大表示してはならない事項(契約規則第14条)を定めている。

**1. 広告の表示方法(契約規則第12条)**

- (1)企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。

このことから、広告は企画実施する旅行者だけでなく、その募集型企画旅行を代理して販売する旅行者代理業者及び法第14条の2(企画旅行を実施する旅行者の代理)という「受託旅行者又は受託旅行者代理業者」が所属旅行者又は委託旅行者の実施する募集型企画旅行の広告をすることができることを意味している。

- (2)旅行者が旅行者等に支払うべき対価が、企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示しなければならない。

例：「パリ6日間 98,000円～198,000円」などと表示する。

**2. 広告の表示事項(契約規則第13条)**

募集型企画旅行の広告の表示事項は次のとおり

**《企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項》**

- ①企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ②旅行の目的地及び日程に関する事項
- ③旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- ④旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- ⑤旅程管理業務を行う者の同行の有無
- ⑥企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- ⑦③に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸

送の安全に関する情報

- ⑧法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨(取引条件説明事項をすべて表示して広告する場合を除く。)

3. 誇大広告の禁止(法第12条の8)

旅行業務について広告(企画旅行以外の広告を含む)をするときは、事実誤認、優良誤認及び有利誤認させるような表示を行ってはならない。

《誇大表示をしてはならない事項》

- ①旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- ②旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- ③感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- ④旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- ⑤旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- ⑥旅行中の旅行者の負担に関する事項
- ⑦旅行者に対する損害の補償に関する事項
- ⑧旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

4. 本条からの出題傾向：3つの契約規則について、契約規則第12条は正誤問題、同第13条及び同第14条は定められているかいないかの判定問題がほぼ毎年出題されるので確実に記憶すること。

「企画旅行の募集広告の表示事項として定められていないもの」として出題された選択肢の例

- ×企画者の責任及び免責に関する事項
- ×旅行中の損害の補償に関する事項
- ×選任されている旅行業務取扱管理者の氏名
- ×旅程管理業務を行う者が同行しない場合の企画者との連絡方法

など、取引条件説明書面や契約書面の記載事項から出題されるので混同しないように注意を要する。(P.88参照)

5. 本条に関する理解度チェックの問題番号：P.102「問題14」

(標識の掲示)

- ★★★ **第12条の9** 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者代理業との別及び第11条の2第6項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 2 旅行者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

《法第12条の9に関する施行規則その他の命令》

●施行規則

(標識の様式) = 法第12条の9 関連

- ★★★ **規則第31条** 法第12条の9の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 旅行者の営業所(次号に掲げるものを除く。)第十二号様式
  - (2) 旅行者の営業所であって法第11条の2第6項第(1)号又は第(2)号に該当するもの第十三号様式
  - (3) 旅行者代理業者の営業所(次号に掲げるものを除く。)第十四号様式
  - (4) 旅行者代理業者の営業所であって法第11条の2第6項第(1)号又は第(2)号に該当するもの第十五号様式

(旅行者の標識)

第十二号様式 (第三十一条関係)

27センチメートル以上

旅行業登録票 <small>(業務範囲：海外旅行・国内旅行)</small> Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law <small>(Scope of Activities: Overseas Travel Domestic Travel)</small>		35センチメートル以上
登録番号 Number	登録旅行業 第 号	
登録年月日 Date of License	年 月 日	
有効期間 Term of Validity	年 月 日から 年 月 日まで from to	
氏名又は名称 Name		
営業所の名称 Name of Branch		
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager		
受託取換 企画旅行 Trustee Contract		

① ←

- 注 1. 地の色は、青色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取換企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取換企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

〈旅行業者の標識〉

第十三号様式(第三十一条関係)

27センチメートル以上

旅行業登録票 (業務範囲：国内旅行) Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Domestic Travel)	
登録番号 Number	登録旅行業 番号
登録年月日 Date of License	年 月 日
有効期間 Term of Validity	年 月 日から 年 月 日まで from to
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企業銀行 Trustee Contract	

27センチメートル以上

Ⓐ

- 注 1 地の色は、白色とする。
- 2 受託契約を締結していない者については、受託取扱企業銀行名の欄を省略することができる。
- 3 受託取扱企業銀行の欄は、取り扱っている企業銀行の企業名が明確となるよう記載する。

〈旅行業者代理業者の標識〉

第十四号様式(第三十一条関係)

27センチメートル以上

旅行業者代理業登録票 (業務範囲：海外旅行・国内旅行) Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Overseas Travel Domestic Travel)	
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 番号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 番号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企業銀行 Trustee Contract	

27センチメートル以上

Ⓑ

- 注 1 地の色は、青色とする。
- 2 受託契約を締結していない者については、受託取扱企業銀行名の欄を省略することができる。
- 3 受託取扱企業銀行の欄は、取り扱っている企業銀行の企業名が明確となるよう記載する。

〈旅行業者代理業者の標識〉

第十五号様式(第三十一条関係)

27センチメートル以上

旅行業者代理業登録票 (業務範囲：国内旅行) Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Domestic Travel)	
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 番号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 番号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企業銀行 Trustee Contract	

27センチメートル以上

Ⓑ

- 注 1 地の色は、白色とする。
- 2 受託契約を締結していない者については、受託取扱企業銀行名の欄を省略することができる。
- 3 受託取扱企業銀行の欄は、取り扱っている企業銀行の企業名が明確となるよう記載する。

Ⓐ欄=有効期間(旅行業者の標識)

Ⓑ欄=所属旅行業者登録番号及び氏名又は名称(旅行業者代理業者の標識)

**ポイント解説** (法第12条の9関連)

本条は、旅行者等に、旅行業法に基づく旅行業務を取り扱っていることを一般の人から見て容易に識別することができるようにするために「登録票」と称する標識の掲示義務を定めている。

**1. 標識の掲示**

旅行者等は、規則第31条に定める標識を旅行業と旅行者代理業の別及び本邦外の旅行を取り扱うか否かの別に応じ、「公衆」に見やすいように、すべての営業所において掲示しなければならない。また、旅行者等以外の第三者は、類似する標識を掲示してはならない。

**2. 標識の様式**

(1) 様式の地の色には、次の2種類がある。

① 本邦内の旅行のみを取り扱っている営業所→地の色は「白色」

② 本邦外の旅行を取り扱っている営業所→地の色は「青色」

(2) 旅行者と旅行者代理業者の様式の相違点

記載事項	旅行者	旅行者代理業者
① 登録番号	○	○
② 登録年月日	○	○
③ 有効期間	○	×(※1)
④ 氏名又は名称	○	○
⑤ 営業所の名称	○	○
⑥ 旅行業務取扱管理者の氏名	○	○
⑦ 受託取扱企画旅行(※2)	○	○
⑧ 所属旅行者登録番号及び氏名又は名称	×	○

※1 旅行者代理業者には有効期間の定めはないので記載欄もない。

※2 受託取扱企画旅行の欄には、取り扱っている企画旅行(募集型)の企画者の氏名又は名称を明確に記すこと。複数ある場合はそのすべてを列挙して記載すること。

**3. 本条からの出題傾向：**次ページの**参考**で相違点を整理しておくこと。また、規則第31条の様式からも多く出題されているので、4種類の様式について正確にその「記載すべき事項」及び「相違点」を理解しておく必要がある。

● 標識に記載する必要がないのに、「記載する必要がある。」とする誤りの記述として出題された選択肢の例

× 旅行者代理業者の標識の場合、登録の有効期間

× 保証社員の標識の場合、当該保証社員に係る弁済業務保証金からの弁済限度額

× 旅行者等が法人である場合、その代表者の氏名

× 旅行者が旅行業協会に加入している場合、その旅行業協会名

× 営業所の住所(又は所在地)

× その営業所において選任された旅程管理業務を行う主任の者の氏名

**4. 本条及び関連規則に関する理解度チェックの問題番号：**P.103「問題15」、P.149「問題22-17」

**参考** 標識・旅行業約款・旅行業務の取扱いの料金の掲示、届出・認可等の比較

	営業所の掲示	届出・認可申請	旅行業者代理業者
標識 法第12条の9	公衆に見やすいように掲示	届出・認可申請は不要	自らの標識
旅行業約款 法第12条の2	旅行者に見やすいように掲示又は閲覧できるように備え置き	認可申請要、ただし標準旅行業約款と同じものを使用するときは認可申請不要	所属旅行業者の旅行業約款
旅行業務の取扱いの料金 法第12条	旅行者に見やすいように掲示	届出・認可申請は不要	所属旅行業者が定めた料金

【問題14】広告に関する次の各問に答えなさい。

1. 次の記述のうち、企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項として定められているものに○印を、定められていないものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行中の損害の補償に関する事項
  - (2)選任されている旅行業務取扱管理者の氏名
  - (3)企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
  - (4)企画者の責任及び免責に関する事項
  - (5)旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
  - (6)旅程管理業務を行う者の同行の有無
  - (7)法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨
  - (8)旅行地における旅行者の安全確保に関する事項
  - (9)旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
  - (10)企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
2. 広告に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1)受託旅行者又は受託旅行者代理業者は、委託旅行者が実施する企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告をすることはできない。
  - (2)企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)において出発日により旅行代金が異なる場合の広告は、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示しなければならない。
  - (3)企画者以外の者の氏名又は名称を広告に表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
  - (4)旅行者等は、企画旅行の広告についてのみ、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。
3. 次の記述のうち、旅行業について広告をするときに誇大表示をしてはならない事項として定められているものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。
  - (1)旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
  - (2)旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項
  - (3)旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
  - (4)旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
  - (5)旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項

**【問題15】** 標識に関する次の記述のうち、正しいものに○印を、誤っているものに×印をつけなさい。

1. 旅行業者等は、その営業所において標識を、旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
2. 旅行業者の標識においては登録の有効期間を記載しなければならないが、旅行業者代理業者の標識には、それに代えて、所属旅行業者の登録番号及び氏名又は名称を記載しなければならない。
3. 旅行業者等が法人である場合は、標識にその代表者の氏名を記載しなければならない。
4. 旅行業者が旅行業協会に加入しているときは、その旅行業協会名を標識に記載しなければならない。
5. 旅行業者等の標識には、登録番号及び登録年月日を記載しなければならない。
6. 旅行業者は、自らが企画する旅行に関し、受託契約を締結している受託旅行業者の氏名又は名称を標識に記載しなければならない。
7. 標識には、その営業所において選任した旅行業務取扱管理者の氏名を記載しなければならない。
8. 本邦外の旅行を取り扱う旅行業者の標識の地の色と本邦外の旅行を取り扱う旅行業者代理業者の標識の地の色は、同じ青色である。
9. 標識には、営業所の名称及び住所並びに責任者(営業所長等)の氏名を記載しなければならない。
10. 旅行業者等以外の者は、国土交通省令で定める様式の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

## ○旅程管理—第1節(旅行業及び旅行業者代理業)—

### (企画旅行の円滑な実施のための措置)

- ★★★ **第12条の10** 旅行業者は、企画旅行を実施する場合には、旅行者に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

### (旅程管理業務を行う者)

- ★★★ **第12条の11** 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者は、第6条第1項第(1)号から第(6)号までのいずれにも該当しない者であって、次条から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅程管理業務に関する研修(以下「旅程管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。
- 2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

### 《法第12条の10及び法第12条の11に関する施行規則その他の命令》

#### ●施行規則

#### (旅程管理のための措置)=法第12条の10関連

- ★★★ **規則第32条** 法第12条の10の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。
- (1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置
  - (2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
  - (3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
  - (4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

#### (旅程管理業務に関する実務の経験)=法第12条の11第1項関連

- ★★★ **規則第33条** 法第12条の11第1項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務(本邦外の企画旅行に参加する旅行者

に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。)に従事した経験(観光庁長官が、本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務に関し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験)とする。

- 2 前項の場合において、法第12条の11第1項の規定に適合する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなす。

ポイント解説 (法第12条の10・法第12条の11関連)

- 法第12条の10は、企画旅行業者の旅程管理義務について定めた条文である。
- 法第12条の11は、旅程管理業務を行う者のうち「主任の者」の資格要件を定めた条文である。

### 1. 企画旅行の円滑な実施のための措置

(1) 企画旅行は、企画者(旅行業者)が旅行日程や旅行サービスの内容、旅行代金等を決め、実施するものであることから、旅行サービスの手配を確実に実施するにとどまらず、突発的な変更等をせざるを得ない状況になった場合に代替手配を行うなど旅程全体の調整及び管理義務を旅行企画・実施者である旅行業者に課している。

#### (2) 旅程管理のための措置(規則第32条)

旅行業者が旅程管理のために講じなければならない具体的な措置は以下のとおり。

- ① 旅行の開始前に必要な予約その他の措置をとること(第1号)
- ② 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置をとること(航空機の搭乗手続、ホテルのチェックイン手続等)(第2号)  
ただし、本邦内の旅行に限り次の2つの条件を満たした場合には、旅行業者はこの措置を行わなくともよい。

ア. 契約の締結前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明すること

イ. 乗車券類、航空券、宿泊券などの旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付すること

- ③ 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置をとること(第3号)

本邦内旅行の場合は、②と同様の取扱いができる。

- ④ 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をすること(第4号)

### 2. 旅程管理業務を行う主任の者の資格要件

企画旅行に同行する旅程管理業務を行う者(以下、「添乗員」という。)のうち主任の者の資格要件は、次の(1)(2)(3)のいずれの要件をも満たす者でなければならない。

- (1) 法第6条(登録の拒否)第1項第1号から第6号まで(P.33参照)のいずれにも該当しない者であること
- (2) 観光庁長官の登録を受けた者(登録研修機関)が実施する旅程管理業務に関する研修(旅程管理研修)の課程を修了した者であること